# BULLETIN
## DE LA
## SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 64. SEPTEMBRE 1893.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

# 日本監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

每月壹回發行

明治廿六年九月刊行

第六拾四號

# 大日本監獄協會雜誌第六十四號目次


○米人ヲション、シイ、ベルリー氏の肖像……

◎官　報　○四　件……一

◎論　說　○如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎（承前）……法學士　石田　氏幹……二
○監獄作業論（承前）……加地　鈔太郎譯……四

◎問　答　○新法令問答……七

◎傳　記　○ジョン、シー、ベルリー氏小傳……原　亂　暗……九

◎報　叢　○二　件……一六

◎雜　錄　○小野田醫保局長の演述○石澤典獄の閉會の挨拶……一八
○外　八件

◎飜　譯　○ホワールド協會年報記事……松川散士譯……二〇

◎統　計　○廿五年中假出獄認可不認可及停止人員表○廿五年有賞表善惡別者比較表○廿六年二月末現在囚人罪質表○縣府縣人口在監人比較表○囚人在囚人刑名刑期別每年現員累年比較表○廿六年二月末現

◎通　信　○舊任典獄へ銀盃を贈呈す○看守教習卒業○東京感化院の新築○千葉感化院慈善會報告

◎寄　書　○幽閉を免ぜられたる流刑の囚人にして刑法附則第十四條に依り地を異り居住せしめたる者若し逃走したるときは刑法第百四十二條に依り論すべきやに就て北海士に答ふ

◎小　說　○仲なほり……（下）……かめや主人……三一

◎會事彙報　○數　十　件……三三

◎廣　告……三三



## 會員諸君ニ謹告

本會ハ夙ニ諸君ノ御加入ヲ得テ漸次ニ會務擴張罷在候扨テ客年來ハ施行要領第五項ニ基キテ特別會員ノ納金拾五圓以上及ヒ會員ノ納金五圓以上ニ至リシモノハ執レモ賞狀（二種）ヲ贈リ且ツ該金額姓名其別帳ニ轉載シテ永遠ニ保存スルノ法方ヲ實施セリ故ニ特別會員諸君中御納金拾五圓未滿ノ方及ヒ會員諸君中御納金五圓未滿ノ方ハ此際可成御納付被成下度樣希上候又本縣知事公更迭ニ付テハ本會評議委員ノ協議ヲ以テ會長ノ儀當分藤島氏ニ其繼續ノ御承諾ヲ得其他ニ會務施行上商議決定シタルモノ數項有之何卒諸君ニ於テ該施行上ニ就テハ精々御斡旋ノ程偏ニ懇望仕候右併セテ謹告候也

明治廿六年九月

## 千葉感化院慈善會

### ●敬　告

客年中白井坪井兩幹事カ本會派出員トシテ市原夷隅長柄上埴生山邊武射匝瑳海上香取印旛東葛飾等ノ各郡ノ町村役場員各宗務所諸員其他ノ諸君へ訪問ノ際ハ懇切ナル御待遇ヲ受ケ且ツ講談會御開設諸君ヨリ別テ御厚遇ヲ被リ候段感謝此事ニ奉存候一々禮狀相發シ可申ノ處會務多忙ノ折柄乍略儀以本書御禮申上候敬白

明治廿六年九月

## 千葉感化院慈善會



米人ジヨン、イ、ベルリー氏肖像
日本監獄改善の導火

# 官報

## ●訓令

### 內務省訓令第十六號

廳府縣（東京府ヲ除ク）
集治監　假留監

明治廿五年三月當省訓令第二號看守部長ニ關スル規定ハ廳府縣監獄及集治監假留監ニモ適用スルコトヲ得

明治廿六年九月二十二日　內務大臣　伯爵井上馨

內務省訓令第十六號參照

內務省訓令第二號（明治廿五年三月十四日）

監獄支署ニ於テハ戒護上ノ監督ヲ補助セシムル爲ニ看守部長ノ職ヲ置キ月俸拾圓以上ノ看守ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

看守部長ハ看守ノ上班トシ看守長ニ亞グノ待遇ヲ受クヘキモノトス

看守部長ハ上衣竝外套ノ左腕ニ緋絨（長曲尺一寸五分幅同一寸）ノ徽章ヲ付スヘシ

## ●辭令

依願免本官　非職奈良縣典獄　宮地良一

## ●彙報

官吏發著　曩ニ京都府外一府十五縣ヘ出張シタル小野田內務省警保局長ハ本月廿五日歸京、東京集治監典獄石澤謹吾ハ鳥島外三縣及沿道府縣監獄巡廻トシテ一昨二十八日出發セリ

岐阜縣敎誨師　中村鳳宗君

依願、敎誨師を免せらる

茨城縣敎誨師　橫湯僧潮君

依願、敎誨師を免せられ奉職中格別勉勵に付金拾圓給與せらる

一乘空現君

茨城縣敎誨師を命せられ月俸拾貳圓給與、敎務所長を命せらる

非職福岡縣監獄書記兼看守長　午尾謙次郎君

廣嶋縣看守長に任し九級俸を給與せらる

廣嶋縣監獄書記兼看守長　守下薰君

非職を命せらる

廣嶋縣看守長　河崎策五郎君

廣嶋縣監獄書記に任し九級俸を給與せらる

宮崎縣看守長　森宗八君

宮崎縣監獄書記兼看守長に任せられ九級俸給與、延岡支署長を命せらる

宮崎縣監獄書記兼看守長　藤田宗惇君

非職を命せらる

宮崎縣監獄書記兼看守長　白土種實君

監獄署警守課勤務を命せらる

宮崎縣看守　岩本晴光君

宮崎縣監獄書記に任し十級俸を給せらる

宮崎縣看守　松浦庄三郎君
延岡支署看守部長を命せらる

## 論說

正誤　前號に記載したる「如何にせは監獄制度の本旨を貫徹すべき乎」と題する論文は第六十二號に掲載すべきものにして其第六十二號に掲けしものは第六十三號に掲載すへきものに有之順次相前後せしに付茲に其誤りを正し編者の粗漏を謝す

### ○如何にせは監獄制度の本旨を貫徹すべき乎（承前）

法學士　石田氏　幹

貧民乞食を取扱ふに付茲に必要なること職業を求むる爲め處々を徘徊する性質善良のものと性質善良ならずして懶惰なるものとの取扱を區別するに在り元來此の二者を識別するは容易なる業にあらずと雖も若し夫れ警察の力を假るに於ては甚たしき困難にもあらざるべし扨此の二者の取扱を如何に區別せば可なるやと云ふに前のものゝ如きは衣、食、住、の不自由を感せしめず又罰を科せずして勞働場に入れ後のものゝ如きは拘留所に引致し短かゝらざる間之を留置せば措置其當を得たりと信そるなりブロフヘツソル、ウエイランド氏の說によれば北米合衆國コンネクチカット州に於ては總へて此等の貧民乞食をば他州より嚴に取扱ひ殊に彼の性質邪惡にして乞食を習慣とするものゝ如きは之を監獄に送致し輕罪囚若くは重罪囚と同樣に獄衣を着せ服役せしめ其刑期を四ケ月乃至八ケ月となせしかは其結果著しく善良なりしと云ふ亦以て余が意見の粗築ならざるを徵すへし

然れとも茲に注意すべきあとは此等の貧民、乞食にして救助を警察署又は公立勞働所に乞ふもの百人ありとすれば他の千人は此等の公署に救助を乞ふあとをなさず愚直にして欺き易き公衆殊に寡婦、未亡人、に救助を乞ふあと是れなりドルセットシヤイアに一の老練なる乞食ありけるが此の乞食の云ひけるよふ吾は乞食を職業としてより已に二十一ケ年なるも警察署等の如き公署に救助を乞ひしこと二十度に及ばすと亦以て其他を類推すべし此等貧民、乞食、の性行斯の如くにして公衆は之に對し其救助の哀願を拒絕せず又は拒絕するあと能はざるべければ其救助費は一の課稅の如く化成して其負擔も實に輕からざるべし然れとも公衆一般にして眞の無告人民のみが行政處分又は貧民律により十分に救助さるゝことを覺知するに於ては此等曖昧なる負擔は實際減少するに至るべし是に於て乎地方廳は此等貧民、乞食、に對しては性質善良にして職業を求むる爲め處々を徘徊するものをば之を救護し性質善良ならずして乞食を習慣とするものゝ如きは之を公衆一般




に知らしめ又は其必要を感せしめさるべからず夫の賢明なる慈善家エドウワード、デニソン氏は深く此の問題を研究して一の斷案を爲せり云はく貧民、乞食は社會公衆が彼等に適應する救助方法の完備し居ることを覺知するに從つて自然其數を減すべしと亦其意味の美なるを感ずべし然れとも茲に一の例外なる場合あり其は獨逸國諸州に於て貧民、乞食、に適應する救助方法を設け其必要を公衆一般に知らしめたりしと雖も公衆一般は此等貧民、乞食、に對しては以前と同じく賢明ならざりしあと是れなり此の如き特別の場合には公衆の知識よりは警察の力あそ情みとするに足るべしと信するなり

數年前英京龍動の近傍なるサイデンハム、及びブラックヒースに於て貧民律を嚴正に施行し善良なる乞食には救助券等を與ふるなくして之を救護し善良ならざる乞食をば之を獄舍に投じ懲戒せしかば貧民乞食は著しく減じ尤も世評も良く結果も宜しかりしなり然れとも其後地方廳は貧民律を施行するあと緩漫に流れしかは警察は爲めに麻痺し從前の好結果も復見るあと能はざるに至れり是に由て之を觀れは貧民、乞食、の取扱は可成的之を區別し嚴正に諸法規を執行するを可とす

次に研究すべきことは貧民、乞食、を救助するの眞意に就てなり耶蘇宗の教書に云へるあり曰わく汝に乞ふものに與へよと然れとも此の教語たる他の教語即ち貧しきものを憫むものは幸なり又勞せぬものは餓すべしと云へる教語等に對照せざれば其眞意を了解するに苦しむべし如何にとなれば何事をも注意せずして救を乞ふものに金錢を放與するが如きは其結果は曾に始めより金錢を與へざると均しきのみならず自助の精神を錬くし懶惰心を增長せしめ之に反してせぬものは餓すべし又貧しきものを惠ひものは福なりと云ふの旨趣を以て救を乞ふものを勵ますが如きは曾に一時の急を救ふのみならず自助の精神を鼓舞し懶惰心を消滅せしむればなり是に於て乎知る貧民乞食を救助するの眞意は單に救を乞ふものに金錢を放與するを謂ふにあらずして主とするところは救を乞ふものゝ道德心を鼓舞し自助、勤勞、の精神を勃興せしめ永久に彼をして何事をも注意せずして救を乞ふものに金錢を放與するが如きは其結果は曾に始めより金錢を與へざると均しきのみならず自助の精神を錬くし懶惰心を增長せしめ之に反してせぬものは餓すべし又貧しきものを惠ひものは福なりと云ふの旨趣を以て救を乞ふものを勵ますが如きは曾に一時の急を救ふのみならず自助の精神を鼓舞し懶惰心を消滅せしむればなり是に於て乎知る貧民乞食を救助するの眞意は單に救を乞ふものに金錢を放與するを謂ふにあらずして主とするところは救を乞ふものゝ道德心を鼓舞し自助、勤勞、の精神を勃興せしめ永久に彼を救ふを謂ふなることを斯の眞意を以て貧民、乞食、を救功するに於ては公私共に良結果を得べきは亦疑ふべきにあらざるなり然れとも彼の性質善良ならずして助食を習慣とするものゝ如きは之を公の取扱とし性質善良にして職業を求むる爲めに處々を徘徊するものゝ如きは之を私の取扱となさば一層其可なるを見ん斯の眞意により救濟策を立てたるものは其數許多なりと雖も先つ其著明なるものを擧くればドクトル、チヤアマース。エム、エフ、ヲザナム。ドクトル、タッカーマン。ラスボンス。コークラン。フォン、ボーデルシュウィンフ氏等とす然り而して斯の眞意により貧民、乞食、を救濟するには或る場合に於て宗教の教旨及び宗教の教法を假用せば大に良結果を得べしと信するなり

上來陳述したる貧民乞食を救助するの眞意は猶ほ脇下を支ふる柱杖を與へずして手掌を支ふる竹杖を與ふるの旨趣に同じ柱杖に倚るものは自助心を勃興す和蘭人は貧民、乞食、に柱杖を與ふる的の救助策を採らずして竹杖を與ふる的の救助策を採りしかば他の國よりは貧民、乞食、の數著しく減せしなり

然りと雖も貧民乞食を救助し自然其數を減少せしむるが如きは一朝一夕にして成効すべきものにあらざれば種々の方法に依り又種々の手段を以て序々に又漸々に其目的を遂げざるべからず是に於て乎貧民、乞食、を減少せしむるの間接なる手段にして反つて他の手段よりは大なる効績をなすとあり猶ほ絶へず入水ある水壺を空虛にするには先つ入水を止め而して後ち壺中の水を汲取るが如きなり之を如何んぞ入水を止めずして此の水壺を空虛にするおとを得んや又猶ほ空氣流通の良き清潔なる家屋に住居するは單に飽食、暖衣、するよりは人身を健全にするが如し又之を實例に徵すれば衛生及敎育に關する條例にして圓滿に行はるゝに於ては慈善會社の成績よりは遙かに優れて貧民、乞食、數を著しく減少せしが如き皆な間接の手段なりと雖も其奏効の大なるを証すべし

（未完）

## ○監獄作業論（承前）

學國博士　クローネ氏述
加地鈎太郎譯

### 第六章　作業の管理

作業の管理法は、前章に於て說述せる三種の方法、即ち受負法、折衷法及官業法に依りて其差異なくんはあらず

（一）受負法に就て云ふときは、一人の受負人に多數の囚徒を貸與するは甚た不可なり、何となれば獄内に種々の作業を入るゝおと能はさるのみならず、民間の同業者に及ぼす損害をして徒に大ならしむるものなればなり、殊に一人の受負人をして數多の監獄に從事せしむるおとは決して許すへからさるなり、何となれば是れ一の至大なる監獄的工業を釀成するものにして、民間の同業者は殆と自ら維持すること能はされはなり、されば監獄に最も適當なるは自ら監獄に臨て指揮監督を行ふ製造家又は大なる手工家なりとす、但し同獄に於て數人の受負人をして一の作業を行はしむることは、軋轢紛擾を招くの基なれば、必らず之を避けさるへからず、故に監獄に適せる作業に付可成的多額の工錢を出す適當なる受負人を得んと欲せば、公の入札に依るに若くはなし、入札法は必らずしも萬全の策にあらさるも、最も簡便なる方法たるや疑なし、入札に應したる受負人中より如何なる者を採るへきやと云ふに、道德上及營業上共に批難すへき點なき者を選ふへきは勿論なり、又其入札したる作業の種類に付ても假令其工錢は他の作業より寡少なるも、寧ろ刑罰執行方法に最も適應するものを採らさるへからす、其工錢を定むるには必らす一個に付若干の割合を以てすへく、決して全体に就て之を定むへからさるなり、是れ民間職工の勞銀と比較するに於て便益あるを以てなり、而して其工錢を定むるに方ては工業會議所又は商業會議所に就き民間職工の勞銀を問合さゝるへからす、若し受負人の與ふる工錢か其獄内作業より受くる利益と損失とを考量して著しく民間職工の勞銀より低下なるときは、他に適當なる作業を得るの見込ある場合に於ては、其落札を見合はすへし、監獄署は受負人と必らず契約を取交はさゝるへからす、此契約たるや、受負人をして單に義務を負はしめ、監獄署をして單に權利を有せしむるか如き方法に依るは監獄署の爲め決して利ありとせを、何となれは監獄署は狀況の如何に依りては自己の權利を多少拋棄せさるを得さることあるへく、又受負人に於ても自己の義務を隱密に又は不正に脫却せんと謀ることあるへければなり、契約の期限餘り短きに過くるときは、監獄署をして數々其作業を改易せさるを得さらしめ、受負人も亦た利純多き作業を久しく營むの妨害となるか故に、之を避けさるへからす、されはとて又餘り長きに失するときは、其弊害あるを免れす、即ち監獄署は受負人の爲め久しく箝束せられ、受負人は最早利の薄らきたる作業も止むを得す久しく之を保續せさるを得す、故に契約の期限は三年とし、若し三ヶ月又は六ヶ月以前に豫告せさるときは、尙一ヶ年延期するものと看做すときは（學國の規定に由れは契約は一般に三年の期限を超ゆるおとを得す）は双方の利益は全く保持せらるゝおとを得へし、作業に使用する囚徒の撰擧は、固より官署の權利なりと雖も、受負人は囚人の見習期限中、身体又は精神上其作業に適せさるものあるおとを發見せは、其使用を拒むの權なかるへからす、又受負人か獄内に於て使用する授業手及助手は必らす官の認可を承けしめさるへからす、授業手及助手は官に對し其品行の方正なること、及技術に通曉することを証明すへきものにして、常に獄内の規律に服從せしめ、若し犯則あるときは之を懲罰に處し、其責任は受負人をして之を負擔せしめ、而して其大なる犯則ある場合、殊に囚徒相互若くは監外との交通を媒介したるときは、直に之を監外に放逐せさるへからす、受負人は民間の職工か常用する善良なる材料と完全なる器具とを使用し、且つ其缺乏を告くることなきやう注意せさるへからす、作業の定量は監獄署受負人の意見を聞き之を定むへし、監獄署は強制手段に依り、囚徒をして勞働に精勵せしめ、材料器具の節用に注意せしめ、故意又は怠慢に依り之を毀損したるときは自己の金錢を以はを賠償はしむへし、監獄署は十分に工作場の點火及温暖に注意するを要す、而して受負人に貸渡すへき物件場に付ては双方の協議に由らさるへからす、但し受負人をして多量の物品を貯藏せしむるおとは、監獄の秩序を乱り

火災を招くの恐れなきにあらされは、決して之を許すへからす、囚徒作業の成果を確認するには、官吏及受負人又は其代理者立會の上、其製品を取納め、其良否を檢査し之を簿冊に登記し、双方之に署名すへし、此取納方は製品か工場に充滿せさるやう、時々之を行ひ以て欺罔を防くへし、此簿冊に基き毎月賃銀を確定し、而して計算書受領後十四日内に前月の工錢を仕拂ひ又會計年度の最終月に在ては出納閉鎖前に仕拂はしひ、受負人は其義務充行の爲め現金又は安全なる國の有價証券を以て保証金を監獄の金庫に納付せしむ、納付金は餘り高額に定むへからす、何となれは受負人は爲めに其營業資本を活用すること能はされはなり、若し受負人其獄内にある財産を抵當とするときは、其保証金は一ヶ月分の工錢金額にて足りなす、但し此工錢額は官署に於て速に之を定め其旨を受負人に通告して之を納付せしむ

受負人は總て監獄署の命令處分に對して上級官衙に訴願の權を有せしむること最も肝要なり

(二)監獄署に於て受負人の利益の爲めに行ふ作業に在ては、多くの工錢を得る長期の適當なる作業を求るを必要とす、されは公の入札は餘り適當にあらす、寧ろ官署に於て自ら探求するを可とす、而して一個人よりも官廳の作業を爲すを以て優れりとするなり

監獄署は同一の作業を久しく保續すること必要なるを以て、一個の注文者と官廳とを問はす長期の契約を爲すとを勉むへく、而して製造の不完全なる物品は之を官署の手に留置かす、少額の價金を出して注文者に引取らしむるなとに注意せさるへからす

玆に最とも注意を要するは作業の好果を收め材料器具の取扱を鄭重にする適當の授業手を得るにあり、斯る授業手は到底多額の給料を與ふるにあらされは得へからさるを以て、決して之を惜むへからす、蓋し作業の收益は容易に之を償ふへければなり

簿冊には受負業に於けると同く、各囚の作業仕上高を確認するの外、受領したる原料及器具に關する收支、製品の引渡、幷に之に仕拂ひたる賃銀をも記入するを要す

(三)監獄署に於て自己の利益に依り行ふ作業に在ては、官署製造者及商人を兼るものなれは、百事皆な之に應して設備せすんはあるへからす、其製品を一個人に賣捌く場合に於ては、原料の購入及製品の販賣に際し、能く當時の商況を視察し、一般の商賈と同く能く商業上の應引に注意するとと緊要なり、而して其損失をして可成的寡少ならしめんと欲せは、製品を限定して斷へす取引する者に賣渡すを要し、且つ夥多の原料を購入して以て許多の利益を企圖し、若くは定りたる注文者なきに漫りに物品を製出せんよりは寧口少額の利益に甘するときは大過なかるへし、製品の販賣價額は原料買入費、製作費(器具の使用料も算入す)幷に囚徒の工錢を差引きたる上之を定むへきものにして、其工錢は又民間の職工の如く一個に付若干の割を以て之を仕拂はしめさるへからす、若し市況に依り製品を高價に販賣し得は、是れ監獄署の臨時收益となるものなり、若し又普通價額より廉價に賣渡さゝるを得さる場合に於ては、假令原料は餘り高價に購入



せさるも、國庫の損失を招くのみならす、尚は商品濫造の爲め、民間の工業を害するは免るへからさるの數なり、若し官廳の爲め物品を製造するときは、其原料は可成的入札法に依り之を購入し、而して其製作費及工錢は民間の價額よりも高からさるやう算出せさるへからそ、官廳の爲め手工を行ふ場合に於ても、其工錢は眞誠の實價に依るへく、決して想像的價格に依るへからさるなり

抑も官業法は他の方法に比して大なる困難あるは人の能く知る所なり、故に官業に從事そる者は各々其技能を具へたる適當の人物ならさるへからす、即ち商人の伎倆、行政官の材器、技術上の智識、刑罰の心得等を兼有するもの相待て始めて之を行ふをとを得へし、就中一商業的及行政的要件に適合せさるへからさるを以て、此業や頗る錯雜困難なりとす、若し夫れ是等の困難にして排除せらるゝを得は　此困難は到底排除すること能はさるへしと主張するものあり、是れ何等の怯そや、監獄署及司獄吏の爲め實に碍へきことなり、政府は既に其吏員に依り夫の銀行事業を初めとして其他鉄道、工作等種々の營業を爲さしむるも毫も支障なきにあらすや、然るに單に監獄署に限りて自ら作業を爲す　此官業はと民間の工業を損害すると能はすと云ふの理あらんや

(四)監獄の作業を爲る官吏に一任し之をして百事を受負はしむるか如き方法の最も非なるは今更喋々を要せさるへし、蓋し斯の如くんは官吏をして自己の利益に汲々たらしめ、刑の執行を度外視せしむるに至れはなり、之に反し監獄署に於て相當の費用を徴して吏員の爲め作業を行はしむるをとは、刑の執行及紀律に抵觸せさる以上は敢て妨けなかるへし　例へは各種の手工、我儘、靴、敷物等の製造幷に庭園の作事の如きは可なるへし、世人は以爲らく、若し獄吏をして自己の爲め囚徒を使役することを得せしめは其間に不都合なる關係を生するにあらすんは、獄吏をして不正の利を計らしむるに至るへしと、故に該監獄に於ては或る種類の作業をなすことを禁し又た或る監獄に於ては或る種類の作業に限らしめたり(字園内警備所管の監獄に於ては單に製靴、裁縫、及庭園の作事に限らしむ)余之を見れば大に官吏の面目に關し、信用を損する不正寄賂の規定のみ、凡そ事として弊害なきもののほあらす、弊害は之を除かは可なり、例へは官吏の囚人に及ほす影響を防止し、囚徒の家族に近接するを禁制し、吏員の囚徒の製作せし物品若くは耕作したる菓實を他に賣渡すことを禁過する等、其取締法を設くるに何の難きか之れあらん、囚徒をして獄吏の爲めに勞働せしむることを禁するか如きは不條理も亦太しと云ふへし

## 問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保すること能はさるは勿論尚ほ不充分のかと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんことを希望す　編者白

### ○新法令問答　(内務省訓令第十六號)

問　廿六年九月二十二日内務省訓令第十六號を以て二十五年同省訓令第二號看守部長設置の件を廳府縣監獄及集治監假留監に適用するを得る旨規定せられたるが衆て聞くところに依れは看守をして看守部長と爲し看守長の職を助けしめ看守か看守を取締るか如きは極めて變則のとなるを以て小監獄にして而かも看守長二人以上を置くをとを得さるか如き極めて不完全の監獄の爲めに已むを得す看守長の不足を補ふの便法として昨年三月監獄支署即ち小監獄に限り看守部長を置き得る

問答

ことを定められたるとなりしと看守部長の性質は斯の如きものならさるへからすと思考す然るに今回全然右の方針を改められ各監獄に適用し得ることとせられたるに就ては監獄本署の如き三名以上の看守長は必す之れあるにも拘はらず尚ほ看守部長を置き得んおとなれは前の變則なりとのことは變更せられたるものなりや

答　同一の看守をして看守を監督するの職務を補助せしむるは假令名は補助と云ふも變則のおとには相違なきを以て變則なりとの從來の方針は固とより變りなからん只今回斯かる訓令の出てたるものは是れ迄各地に開かれたる典獄會議抔に於て本署にも看守部長を置かるゝを便且つ利として之を切望し又實際に於ては監督看守等種々の名稱を付して上席看守として他の看守を監督せしめ自然看守長の代理若くは補助を爲さしめある有樣なるより監督看守抔の如き斯かる曖昧なる者は之を一掃し典獄會議の希望を容れ看守部長を本署にも置き得ることと爲す方寧ろ官守を正しうするを得へしとのとより偖ておき看守長不足の場所に在ては本支署を問はす看守部長を置き得んことと定められたる者ならんと思考を尤も此は只本署にも已むを得さる場合に看守部長を設け得るの道を開かれたるに過ささるとなれば看守即ち看守部長をして看守長の事務を補助せしむるの變則なるは前日と今日と毫も異なるとなかるへし

問　然らは今日此發令ありしは即ち典獄會議の結果なるや

答　素と各地典獄會議の希望と聞く故に典獄會議の結果として見るを得へしと思考す

問　此訓令には廳府縣監獄とあり然るに從來看守部長設置を許されある支署も監獄には相違なし就ては本訓令は悉皆の監獄を包含するものなれば廿五年の訓令は本訓令にて無効に歸し只其規定の意味のみ本訓令の明文の爲めに生存するものと解し然るへきや

答　廿五年の訓令は支署に對し本令は總ての監獄に對せしものなるおとゝ、勿論なれとも之れか爲めに前の訓令消滅せしにはあらさるへし文字の便宜上廳府縣監獄云々とせられしものにして訓令は各別に有効にして支署は廿五年の訓令に依りて看守部長を置き得べく（第一變則）本署若くは其他の監獄は本訓令に依り支署に準して看守部長を置き得る（第二變則）ことゝ定められたるものなるへしと思考す其は何々の規定は廳府縣監獄及集治監假留監にも適用することを得とせられたるにて立法者の意思を推知するに難からさるへし只酷に文字論を爲すときは廳府縣監獄署集治監其分監假留監及び警視廳監獄支署とでも書く方可なりとの說も出て得へし

問　看守部長の數多けれは多きほと其れ以上の人の便多からんが其數は何人にても制限なきおとなるや

答　看守部長は元來看守長を補助する爲めに之れを置



傳記

くおとを得るものなれは看守長にして相當の數あり不足を告けさるに於ては固より助手を要をへきにあらす、此は全く看守長の徹其事務の割合に過少にして差支ゆる場合に補助として置くものなれば假令は看守長一人を增せは其事足れりとせは一人、看守長尚二人を要するか如き監獄に在ては即ち二人を置き得るものとするか如く極めて狹義に之を解すへきものと思考す訓令の明文中其數に制限なきは斯かる主旨のものなれば人員を揭くるの必要なしと認められたるものなるべし

問　然れとも實際看守長等に於ては看守部長の數多き丈け自己の都合宜しきを以て其數に制限なきに於ては或は部長濫置の弊を來たすことなしとも保し難し其豫防は如何にするを可とすへきや

答　若し部長濫置のことあらんか其監獄は必す亂れん部長濫置の弊は實に監獄紀律上一大懸念に堪へさるところなり其豫防法として別に之れなきも當局者に於て看守長と看守部長との性質分界を誤ならさることに常に注意し又監督官廳に於て官守を明かにする上に就て嚴重に監視せらるゝに於ては斯の如き弊は決して生せさるへし要するに多く看守部長を置く丈け其監獄の不面目と心得なは大過なかるへきか

問　看守部長を本署にも置き得る以上は多少看守長を減員し得へきや

答　看守部長は看守長の不足を補ふものなれは之れか爲めに看守長を增員せさるの結果或は之れあらんも看守長の現員を減し得へきにあらすと思考す

問　北海道集治監の各分監にも看守部長を置き得へきや

答　廳府縣監獄の內には北海道集治監及其分監をも包含するおとなれは看守長不足の場合には無論看守部長を置き得へきなり

（此外看守部長と爲すものゝ撰擇方其他の事に就きては本誌第四十七號問答欄新法令問答を參看せられたし）

## 傳記

### ○ジョン、シー、ベルリー氏小傳

櫟戸原鳳昭稿

大日本監獄協會雜誌記者の求めにより拙陋を顧みず筆を弄して本編を稿を、ベルリー氏は大方諸彥の知らるゝ如く我國民の耳に監獄改良てふ文字を響かせし人なり實に我國に於ける監獄改良論者の嚆矢たり予や聊か所感あり身を斯道に投せしとき當時監獄局長たりし故石井邦猷君予かために氏を知らしめ爾來親交を得たり、而して今又氏の小傳を編て大方諸彥に此の敬愛すべき大家を紹介す予の光榮之れに過くるものあらず、惜らくは本傳の記事單簡に過ぎ吾人

の就て聞かんと欲する氏が事業氏が學術氏が道德等の詳細を欠くと是れなり、雜誌記者より本傳の起草を予に托されしは昨年の事にして予は直に此の事をペルリー氏に懇望したるも氏は自己の傳記の如きは世に公にするの價値なしとして之れを辭されたり、然るに頃日竹內種太郎君（大日本監獄協會員）の西京に在るを幸とし共に又之を懇望せしにより氏は本懷ならねども懇情默止がたしとて其の要を示され竹內君之れを譯して送られたり於是乎漸く本傳を叙するを得たるなり、其詳傳に至りては他日有識者の手に成り、拙筆を以て氏が大傳を汚せし予が罪を償ふの日あらんことを熱望す、

氏は一千八百四十七年一月十六日を以て北米合衆國メイン州フェツプスバル府に生る父母皆な其祖先は英國人なり、氏が生れて年齡僅に四歲に達せし時父は永眠に就きしを以て氏が母は一家を支ゆるの必要より家政を節減せり、爲めに氏は已むを得ずして其の敎育費用を自から勞して得るの有樣となり學校の夏季休業中に在ては同國政府の海邊測量隊に加はりて勞働をなす等種々の艱苦を嘗む、例せば火災保險會社の遊說員となりて每土曜日に各地に出張せしが如きまと是れなり、氏が青年の勉學に要する費用の大半は此時に於て之を得たりと

氏か母は夙くより心を用ひて氏を敎育し眞理に從ふべき事を奬勵せられたり氏十七歲にして基督敎會の一員となり爾來氏の全心を傾けたるものは慈善事業なりし

氏はモンモス府に於て中學校に學ひ「ボードイン」大學及ひ合衆國海軍病院に於て醫學を研究し更に費府「セフエルソン」醫科大學に入り千八百七十一年の春其業を卒へて學位を受けたり、米國傳道會社は直に氏を擧げて外國傳道に從事せしむ、氏か其命に應して鄉國を去る、前一ケ年間は實地醫業に身を委ね一千八百七十二年四月其の內助を迎へ同年五年我か日本へ着せらる即ち我か明治五年五月なり」明治五年より同八年に至る迄神戶に在て諸外國人共立病院々長となり其他兵庫縣病院內外科の醫師ともなりて攝州三田、播州明石等の地方に施療所を置き並に姬路の縣立病院に巡回醫師となり能く其職を竭されたり

編者曰く吾人斯道に志さそものゝ得んと欲して得るあと難き眞正の監獄改良者を稱れに兵庫神戶の地方に見るあとあるは氏か此の働きの結果たり、當時氏は監獄に直接の關係あるにあらさりしも、此頃神戶監獄の醫務悉く縣立病院の主管に屬せしを以て全病院より藥劑を運搬する所の囚人たる看病夫は日々待合所に在て氏か診察治療を傍觀し其懇篤信切に感すると共に時間の前後に於て氏が述ふる所の簡單なる敎訓は深く彼等の心根に徹そるものあり、自から之れを聞くを慶び且つ悔ひ且つ改むるものゝ出て來りしは神戶監獄部內へ基督敎の播かれし種となり、相傳へ相語りて其の敎に化





したりと然れども囚人は公然該敎を信するを得ざる場合ありしにより當時外部には見ゆるあとあらざりしも後日此の輩の出獄に臨みては其信仰を公にし一生を安きに置けり故に今尙該地方に若干の此人あるなり

明治七年の冬氏は腳氣患者取調のため神戶監獄署に於て其事に從事したり、然るに事未た結了に至らすして氏は其監獄の不潔なるを慨歎し其の改良の必要を認め神戶監獄署報告なるものを調製し併せて其の改良方案を陳述して之を公にせり、又同八年の冬より翌年の春に至る間各地の監獄署を歷訪して其の實況を報告したり、該報告は即ち氏の獄舍報告書なるものにして曾て氏の予に寄せられたる書翰中の一なり書中時の內務卿大久保利通君に宛てたる書翰二あり其一の大要に曰く

閣下より拙者に賜りたる敎旨を奉して玆に閣下に獄舍報告並に改良見込を呈上す該書は昨冬獄舍を巡視せし時の見込にして原と寺島公に上呈したる物の寫本なり請ふ願くは閣下の威望に依りて終に獄舍改良の美果を結ばん事を云々　其二の大畧に曰く拙者は驗閱したる牢獄の現今の情態如何につき拙者の意見並に右驗閱につき拙者の胸裏に思ひ起したる牢獄の改良につきての諸論說閣下の閱覽に供せんと欲す然れとも拙者は常に固有の職掌を勉務せさるを得さるにつき速に斯の太た緊切の事件に從事し能はさりしと併せて此の事件の含蓄する所の宏闊にして且つ緻密なる雜問を巧みに解釋するためには拙者智識の狹窄なるとに於て拙者は慨歎の至りに堪へさるなり抑も獄舍規律の如き宏闊にして且つ緻密なる法則の含蓄する重要なる論題に對する良策を論するに至て衆人各其意見を異にすべからずとせば是れ則ち怪むべきの一事ならずや是を以て右の如き論題に於て拙者の巡觀せし圖圄に現今施行せらるゝ方法又は日本　皇帝陛下の博學多才なる司法卿の特別の省察を煩し輓近訂正されたる刑法と雖も拙者の意見と全く其の方向を異にするに至ては我罷閣下の寬恕を請ふべし然り而して此の刑法の布告あるや未た幾干ならすして徒らに獄舍規律の變更を建言するは蓋し今其の好機會にあらさるを確知すと雖も苟くも其の進歩に關する建言は閣下の省察を得べきものと信するにつき其然らさるとの憶測の念を放擲し今安んじて拙者の意見を陳述せんと欲す夫れ成年の罪囚を敎化するの法并に怠情にして且つ行狀正しからさる幼少のものを敎育する爲め適當の方法を施行するあとに於て其良策に達するを旨とし共に監獄の問題に注目すへきの要件は諸國に於ては一國の幸福上に無限最大の關係を生ずへきものとして注意するや言を待たさるなり、此の五十年以來執政の君子及び慈善者は太た此の獄則の學に勉勵し從て其効蹟を顯はせしと雖も亦第一位の文明國中に設立ある獄則すら其改良すべきもの枚擧に遑まあらす然り而して歐米に於て卓識ある紳士の目今の如く獄則に注目するあとは蓋し未た曾てあらさる所なり今此の獄則の變更は多少の入費を

要するなるべし否な然らざるを得ざるなり假令一都府或は全國の入費は一時甚た莫大なりと雖も罪惡の數を減少するの効を奏するあとに比すれは敢て其入費は惜むに足らさるなり而して獄制の拙なるとき將た獄則の其當を得ざるとに因り其獄中に萠起する罪惡の增殖は時一時より甚しきに至り從て其國中に釀生する罪人は抑も其數幾千なるやを數ふべからざるに至るべし是に由て之を觀れば此の獄則の改良は人民社會に非常の鴻益を與ふべきものなり此の事業は執政家の關係即ち其擔任にして而して縱令ひ罪惡の泉源を絶つの實効を奏し能はさるにせよ其の人に於て人民統治の如何に因て其の罪惡の數を減少し能ふべし又此の偉業は貧富を問はす人民社會の一般に關係するものにして就中貧民の關係其多きに居る如何となれば其貧民は常に裁判のため課せらるゝ所の稅額に比すれば遙かに重高なる稅を彼の罪人のために直接及び間接を問はす其の國へ拂ふものなればなり蓋し罪人を懲罰するは是れ一國の常務なりと雖も其道德上の進步を奬勵するの常務は右に比すれは其重きを覺ゆ而して之れを罪人中に施行するは敢て難きにあらざるなり若し然らすして徒らに國中の罪人を減少せんと企つるも亦竟に其志を遂くべからす此の罪惡なるものは常に道德心缺乏に根據することなるを暫くも胸間より忘る可らさるなり故に苟も罪人を敎化するの良策を得んと欲せば宜しく懲罰の適當なるを旨とし須らく其罪人をして其の國法を遵奉するの良民たらしめんあとを目的とも之を敎化して人民社會の全體を保護すべく而して務めて罪惡の存續を切斷すべきは貴言を要せさるなり抑も此の罪惡の存續は貴國獄則の齎來の弊習に因り其源を獄舍に起せしものにして且つ相互に傳敎せしものなり此のあとたるや獄舍統轄上最大緊切なるものにして實に他の諸弊害に卓越す罪惡の原因に付ては常に相當の省察を須ひられさるあと甚しと謂ふべし然りと雖も夫れ等のあとに關しては貴國は斯の近年に多分は西端の方向に進入せしと雖も罪人をして現今存在する貴國獄則の弊習即ち道德心を敗壞すべき許多の弊害より免かれしむる以前に尙ほ改良の事に着手すへきもの少しとせざるなり拙者右の陳告を遂くるには最初府縣の全權に疑問を質し以て其の返答を乞ひ又拙者の輔佐人を以て拙者に代り獄舍を巡撿せしめたり而して拙者の建言を尙ほ一層完全整齊且つ明亮ならしめんため當局者より落掌したる返答の總てを揭出し其の返答の若し拙者の目擊したる景況と背馳するものは拙者の現に目擊したるものを錄し又拙者の識量に及ふ丈けは監獄則を引証し其次きに拙者默止し能はさる所の意見即ち建言を附錄し其の中には屢々他賢の說を引用するの自由を採りしなり抑も又拙者の趣意は獄則のあとにつき卓見ある諸博士の曾て巧妙に論せられたる至要の論旨を包括し以て閱覽に供せんと欲するにあるにつき斯の建白書中揭けある說は多く其基く所のある有りて敢て拙者は猥りに作爲の說を做せしにあらさるなり蓋し行文の體面に於て差異ありと雖も其の眞理に至ては多くはドクトル、ワイン氏ケプテン、マコンテー氏サア、ダブリユー、クロフトン氏の三氏其外刑法學士の著述に基くものなり依て拙者は斯の建言の要旨を貴國へ採用されんあとを希望す蓋し其事たるや貴國に於て目今急務の幾分を補裨するに適當なりと憶測すればなり

氏は又此年に於て醫學上衛生上及ひ法律上よりして一層完全に癲病の防遏すへきあとの要を詳論して內務省に建言されたり、氏は明治十年を以て一度其鄕國に歸られ翌年の秋再ひ來りて備前岡山に居を占め岡山縣立病院の顧問に聘せられたり、明治十七年再ひ鄕國に歸られニユーヨーク府大學院專科を修め翌年の秋三度我が國に來られ京都に住し同志社學院に於て生理學衛生學を敎授し同志社社員として同志社病院及ひ看病婦學校を設立し以て今日に至れり現に同志社病院に院長の職を取らるゝなり氏は從來我國の氣候と疾病の關係につき論せられたるみと屢々ありしか尙又近頃に於ては一層精密の取調を爲し目下米國コロンブス大博覽會開期中に開かるへき醫學會議に出さんため特別なる求に應し一大論文を起草されつゝありと今監獄に關する氏の卓說の一二を擧んに、氏は囚人雜居の弊を論して曰く抑囚人の內に別異の方法を設くるの緊要なるは辨明するを要せさるとなから拙者の閱檢せし牢獄中に施行せらるゝ獄則の當を得さるか爲め拙





あらさるなり蓋し行文の體面に於て差異ありと雖も其の眞理に至ては多くはドクトル、ワイン氏ケプテン、マコンテー氏サア、ダブリユー、クロフトン氏の三氏其外刑法學士の著述に基くものなり依て拙者は斯の建言の要旨を貴國へ採用されんあとを希望す蓋し其事たるや貴國に於て目今急務の幾分を補裨するに適當なりと憶測すればなり

氏は又此年に於て醫學上衛生上及ひ法律上よりして一層完全に癲病の防遏すへきあとの要を詳論して內務省に建言されたり、氏は明治十年を以て一度其鄕國に歸られ翌年の秋再ひ來りて備前岡山に居を占め岡山縣立病院の顧問に聘せられたり、明治十七年再ひ鄕國に歸られニユーヨーク府大學院專科を修め翌年の秋三度我が國に來られ京都に住し同志社學院に於て生理學衛生學を敎授し同志社社員として同志社病院及ひ看病婦學校を設立し以て今日に至れり現に同志社病院に院長の職を取らるゝなり氏は從來我國の氣候と疾病の關係につき論せられたるみと屢々ありしか尙又近頃に於ては一層精密の取調を爲し目下米國コロンブス大博覽會開期中に開かるへき醫學會議に出さんため特別なる求に應し一大論文を起草されつゝありと今監獄に關する氏の卓說の一二を擧んに、氏は囚人雜居の弊を論して曰く抑囚人の內に別異の方法を設くるの緊要なるは辨明するを要せさるとなから拙者の閱檢せし牢獄中に施行せらるゝ獄則の當を得さるか爲め拙者は其獄中に初犯少年と久しく惡事を業とし其罪惡の發覺に因り再ひ繫獄の罪を受けたる老黠の犯徒と同房に相雜居し而て自由に接話する事を許され爲めに其老黠の犯徒は曾て自ら經驗せし惡事の功績を追想し是を其少年の犯徒に敎諭し加之其仲間內に稍々改心の徵候を顯はす者を搜出し百方其志を嘲笑煽動するか如き弊害を目擊したり如此き囚人交話の管制なき夫れかため囚人をして人民社會の要用なる良民たらしひんと之を誘導するより寧ろ罪惡の學校と稱するに如かざる事前顯を以て瞭然たり而して拙者は大坂の本牢に於て四人共に相接話するを目視せしに因り同所詰の年少の官吏に質問せしに官吏の答には一房囚人の內互に盜竊及ひ穿屋法等の最も巧妙なる方法を講究鍊磨するの接話を聽一聽したりと又當時此說法を聽聞し居りたる囚人は感歎して曰く嗚呼果して然るか我輩他日解放の自由を得は其法を驗試すべしと發言せしを開知したりと前顯形情の通りにては到底囚人の心を改良する事は出來難き事なり拙者は素より格別の情實を除くの外晝間と雖も不斷囚人を分類せさるへからすと云ふに非す然れとも夜間は適宜の法を設け是を區分するは甚た緊切のとなりと云ふへきなり、單身幽獄（ソリタリーセール）なるものは善良の性質を有する囚人をして如何とも敎化すへきなき兇徒の慘酷なる擧動を

受けしむるの弊害を防ぐに至要なる者にして且此獄房は米國及び歐洲に於て最も至要なりと雖も夫れ等の國民に比すれば日本人は稍温柔なる性質を有するに付き其設立は斯の國に於て該國の如く至要ならざるべし然れども強猛にして且兇暴なる惡徒の柔弱にして且善良の性質を有する囚人を慘酷に惱ますの弊害尙は未た拙者の巡檢せし獄牢に存續するなり故に拙者は囚人混淆の制度より寧ろ分房區畫の制度を設けさるへからさるの要旨を論究すへし夫れ囚人を分類するに際し其罪科の輕重或は其年齡に因りて之れを區分するか如き監法は決して行はれ難しと常に思想せさるへからす而して其分類法に於て決して又一般の規則あらさるなり是を以て其罪科の輕重に因りて囚人を分類せんと企つる如きは之れ眞に偶中を期するに過きさるのみ然らは則ち其年齡に因りて之を分類せん乎恐らくは惡人の家に生れ幼きより罪惡の教育を受けし最も幼少なる犯徒の如きは却て罪人中最も暴惡なる者なるへき事あるに因り是又策の得たるものに非るへし是を以て囚人を分類するに當て其性質行狀及び其功勞に因て之を區分するを最も確實なるものとす而て斯の法は則ち目今「クロフトン」の獄則として施行せらるゝものにして其理非は曾て繫獄の罪を蒙りし者の成果を以て之を徵するに足るへし蓋し日々の行狀によりて改心の志彌々確堅なるを證示する如き罪囚は一房に三人を容れ互に交話せしむるも敢て防害なかるへし、マコンチー氏、著述獄舍統轄法に曰く各囚分居は獄則改良に付ての緊切なる要旨なりと故に囚人の最大なる進步を得んと欲せは宜しく是れに一般均一の規則を施し各自に是を敎化し而て此規則に因て誘導さるゝ所の各囚の行狀に注目せさる可らす又斯の方法に因て益々囚人をして其行狀の良否を視察せらるゝ事を知らしめ能ふへく然り而して是れか爲め囚人は益々歸善の心を堅固にすべし此方法を施行するに當ては各房に一の牌子を揭け是れに囚人の品位下顯の四箇條を明示そへし第一囚人平素の行狀第二囚人勉强及び勞功の度第三獄舍宗敎師に因て信認されたる囚人皈善の志及其進步の度第四學校敎師に因て信認されたる仝上のもの則ち此の四ヶ條なり、然るときは此の方策に因りて獄舍管轄有司か或は獄舍宗敎師か或は地方獄舍察事を擔任する其他の官吏かの其獄舍を巡檢せらるゝの際斯の官吏は一目して各囚の品位を曉知し能ふへく而て其の時此の有司輩は彼の牌子の示明に從て各囚人へ譴責か或は敎戒か或は奬勵か或は賞賛かの一を加ふるの方便を得へく又其牌子の示明に因て囚人分類の善良にして且後日裨益を生すへき方法を得能ふへし

氏は又獄吏採用に就き論して曰く囚人の歸善を以て獄舍統轄上第一の目的と認めらるゝに於ては唯身體の强壯にして武術に達したるのみの能を有するものに重要なる獄吏の職を任すへきにあらす此の如き失錯は獨り日本國內に於て行はれしのみならす又品行及性質の良否を顧みす





曾に勇肝にして且粗暴なるものを以て獄吏の職に充るを適當とするは世上一般流行の思想となり其他諸國に於ても此の如き其意を過つもの少とせす抑又此失錯の害たるや甚た巨大にして而て實に獄則改良の進步を遮遏退步せしめたり夫れ人民社會內に含蓄す罪囚も亦此の服從は腕力に因てより寧ろ多く腦奬力に因て獲るへきもの也故に端正愼直の心膓と併せて硬掙ある膽力とを有する官吏をして囚人を遇せしむるときは罪囚忽ち其品位に恐れ其命に從ふ事恰も陶工師の掌中に於る陶土の如し然れとも前顯に反し拙者の訪尋せし獄舍に在勤する獄丁の如く若し斯の官吏にして罪囚に對し徒らに粗暴なる接遇を做さは唯罪囚をして憤怒の氣を發せしむるより外ならすして而して却て屢々罪囚より不敬の擧動を蒙むるの災に罹るべし蓋し拙者の巡檢せし牢獄に於る獄丁は故なく罪囚を譴責し爲に罪囚と獄丁との間に葛藤を生する事曾て拙者の聞知せしものをして果して信ならしめは其例甚た稀有に非さる如し是を以て罪囚は己れを誘導する官吏より己れの才能遙に卓越すると自ら許し以て官吏を輕視するに至るべし果して此の如くなる時は罪囚豈快く此の獄吏に服從せんや、日本國に於ては曾て督學及び法學を設置し加之戰爭の如き罪惡の最も大なるものを犯すを以て職務とするか如き軍務に於ても亦其職に堪ゆへき人物を得んため特別の敎育を施さるゝと雖も苟も囚人をして人民社會の善良に且有益なる社中たらしむへく之を誘導するの職を掌る重要なる官吏へは未た曾て毫も敎育を施されさるは果して何の心そや故に拙者は切に希望す總て獄吏へは其等級の高卑を問はす漸次其敎育を隆んにせらるゝことを然り而して其俸給を增殖し其職掌の事務をして一の學科に舉け而て獄舍に於て目今堪へす現出しある所の改革は將來屢々起らさるへく愼まさるへからさるなり衆人の知る如く前顯の官吏は一ヶ月僅かに四圓より八圓以內の俸給を授けられ殊に其官吏は過半其職務に堪ゆへき才能を有するか否やの要点に餘り着目せすして登用せられたる者なるか如し然れとも獄吏敎育の方法如何に至ては拙者は之を論外に置かさるを得す如何となれは第一別段獄吏の師範學校を設け是を敎育するか或は第二輓近訂正される政府の監獄則に基き取設けたる獄舍の如き善良なる牢獄の二三ヶ所に於て之を習練せしむるを上策とするかの問題に至ては獨り貴國の能く是を斷決し能ふ者なれはなり然りと雖も拙者は其第二の策を以て最も巧妙なる良策と信そるなり出獄人保護に於ける氏の說に曰く獄則の事に付き方今の卓論者マコンチー氏の說に曰く善良なる獄舍制度の整肅を要するの要目は百方力を盡し已に放免されたる囚人をして常に順良なる思想を懷かしめ而して再ひ罪惡に陷るなきを豫防するにありと

抑も已免の囚人を保護するの義務は警保官に於る如く復た人民社會に於ても之を負擔するものなり其義務と云ふは其人獄中に營生の業を學はしめ其放免の後は之を營ま

しめ而して自己の所有なるものは是れに當用の器械を貸し渡し然るも其の曾て囚人たりし事を表示せしめず然りに罪囚の内死する者ある時は齋粛ある葬禮を執行し懲役場にある罪囚を殘らす其葬式に陪せしめ而して其際獄舍宗教師をして彼の罪囚へ對し警戒或は賞讃を加へしむるや若し此の如くならしめは罪囚をして豈之を賢策に非すと云はんや若し此の如くならしめは罪囚をして好結果を結はしむる事疑ひなし

記者申す本編は元と原胤昭君の編述に係るも雖も記者に於て間々變刪せし所なきにあらす多罪高恕

## 諷叢

### ◎商家の主人

見聞山人

商家の主人用先より立歸り番頭を呼ひて申す樣今店先を見るにひさくるしき乞食共居並ひて物を乞ふさまいかにも見苦し斯くては商賣の妨けなり夫と申すも店の者等か少しも搆はす置く故ならん爾來彼の者來りし時は餘り善い顏せぬか好いぞとありけれは番頭平伏して承り候と其場を退き手代を呼ひて申すやう近頃見共なき乞丐の徒猥りに店頭に雜列し言語囘斷なる擧動以來彼の輩來りし時はコワイ顏して睨み附け再ひ來らぬやう計らふへしと言ひけれは恐れ入候と席を立ち急き丁稚共を呼ひ集めて汝等乞食ばらの店先に立と見なは目をひき出して睨み附け



よ夫にても還らすはタマには打つも苦しからすと命すれは二ハ面白しと丁稚共此後店先に立つ乞食と見れは老弱男女の差別なく片端より蹴き倒せし程に人々此無情を惡み物買ひにくる容足絶ゑて殘酷屋とぞ呼ひにける。さる商家の主人此事を聞きて眉を顰め番頭を呼はして申すやう汝も聞けらん彼の殘酷屋の一條我店にては必す〳〵あの樣なる所業あるへからす隨分と心を用ゐ心得違ひあらさるやう能く一同に達し置くへしとありけれは御道理に候と座をすべり手代を呼ひて申すやう乞食非人の輩は固より憫むへき者共なり相當にいたはりて物やさしう扱ふへしと云ひけれは至極の仰せと畏まりて丁稚共を呼集へ汝等非人の徒を大切にし粗略の扱ひあるへからすお客も人なり彼等も人なり此原則を誤解せぬやう心を用ゐて待遇すへしと嚴達しけれは承り候と退きつゝ此後非人店頭に立つと見れは各々爭ふて物をとらせれ客の用を後にして乞食の用を先にせしかは商賣漸く衰へて世人此家を不規律屋と呼ひけるとぞ。

### ◎大問題……大質問

本野琴太郎出

拙者著述監獄學中に於て獄政と敎誨と相一致せされば眞正の監獄の目的を達すること得難き旨申述度候就ては別紙個條は現時琴太方監獄に施され候事に候へ共（今日迄の實施明日は分リ不申）拙者に於ては監獄則に相戻る個條もあり且つ囚徒の上に種々の弊害を來たし賞罰上差支少なからす候加之囚徒をして眞正の感化心を喚起せしむる事の如きは無之も同樣に御座候て實に拙者の本心より詠むれは大に忍ひさる事に候然るにある論者は依然として法の活用なりとの事に候へ共拙者は却て濫用にはあらすやと存候就ては表面內務省へ伺ひ出て申度と存し候へ共深く考ふる處も有之唯此上は貴會諸君に質して今日內務大臣の御意見に叶ふものなりや又學理上可然ものなりや其可否得失を一ケ條毎に御指導に預り度候尤も差急く儀も御座候に付至急拙者手許迄御返報被成下度此段伏て願上度候誠恐謹言

本野琴太拜

大日本監獄協會雜誌讀者閣下

別紙

第一條　科程濟の囚徒を直ちに監房に歸して休役せしむる事

第二條　科程の等級に應して食量を定むる事

第三條　役業上奬勵の爲め午後休役時間を分割して舊監獄則の如く午前九時に引上け又は午前十一時三十分に引上けて惣囚に午飯を與へ候等屢々時間變更ある事

第四條　當病囚惣体に壹合半の粥を與ふる事

但し當病囚の多數を防く策略に出てたるものに候

第五條　食物の買入を月壹回に限られ候事

第六條　犯則者取調の節場合によりて梁上に釣る事

但し一時の不平者を制するに出て候

第七條　書籍看讀の書目甚た僅少にして其他に許可なき

事
第八條　刑事被告人を監房より出して一室に於て會食せしむる事
第九條　署長工場等の巡視無き同樣の事
右九條

## 雜錄

●過般東京集治監に於て初めて開會したる監獄醫協議會の速記錄は逐次本誌に揭け來りしが該會の閉會に際し特に臨場せられたる小野田警保局長の演述並に石澤東京集治監典獄の閉會に就ての挨拶は左の如し

## 小野田警保局長の演述

築　轍速記

私は今度警保局長を拜命致しました小野田元熙でおざります此會の諸君の中にはお目に掛つた方もおざりまず又始めてお目に掛る方もおざります。當典獄に承りましたる所が段々監獄衛生上の事に付て御研究になりましたさうでおざりますから定めて此結果は監獄に大なる利益を與へますことゝ考へまする私が今改めて喋々と申述べませずとも諸君は飽くまで御承知のことで恰も釋迦に說法をするやうな譯でおざりますが私が少しく經驗して居りまするとことが三つおざります、第一は監獄に傳染病を入れて仕舞つては仕方がない、夫れで若し流行病が近縣にありまず際には先づ監獄に入れぬことを御盡力下さらなければなりませぬ私が石川縣に居りましたとき兩三回虎列刺病に這入られたことがおざります實に困難を致しました尤も監獄の搆造法にも依りますが其搆造法の惡るい所ではどうしても止めることが出來ず遂には其監獄内のみならず其監獄近傍の人家に毒を流しては忌やかられることがおざりますどうぞ其事に就てはあなた方は飽くまで御盡力ありたいと考へる夫れから第二には囚人には隨分病を云ひて只飯を喰はふとする者が居るから今日は腹が痛いとか今日は頭が痛いとか云て役を休まうとする者が居りますから斯う云ふ者には一步も假さぬやう嚴重にやつて下さらなければなりませぬ、第三には既に病人となりました以上は四人と良民との別を爲さずして厚く御診察治療下さらんことを望みます。今日は是れ丈けの希望を申上げて置きます。

石澤典獄の閉會の挨拶

只今監獄醫協議會は閉ぢられましておさります私は此度びの監獄協議會の發起者即ち東京集治監の代表者としてて諸君の遠路御參同あつて御熱心に今日まで御協議のあつたことに付き諸君に御禮を申述べまするあとでおさります、付きましては是れまで監獄醫協議會と云ふものを開きたい希望はあつたのでおさりますが未だ一度も無かつたので此度が始めてでおさります即ち此度び此協議會の端緒を當監に於て啓きましたのでおさりますが是れまで經驗もおさりませぬとで周旋設計共に甚だ不行屆にて不便を感じになつたでおさりませうが何分始めてのあと故御宥恕下さらんことを希ひ升付てはどうぞ年々一度宛は必ず此會を開きたいと思ひまするでおさりますから夫々御歸縣の上は典獄とも御計りになり來年も御都合次第にて當監で開いても宜しうございますし又順番に各府縣で順次に開きますことも便利であらうと思ひます此義は篤と留心下すつて典獄に御話し下さるやうに致したいのでおざります先つ誠に好結果を收めまして是れで會を閉ぢますと申すとは私に於ても最も滿足致しますることでおざります付きましては茲に參同諸君の健康を祝しまして爾後斯道の爲めに益々御盡力あらんことを希望致しまする

### ○押丁全廢又二縣を加ふ

（機運到來を喜ふ）

頃者通信あり東京附近の某縣及び北國の一縣に於て押丁全廢の擧ありと是れより二縣の監獄一新生面を開かん押丁の全廢遂に九州二三縣の專有物たらず甚た慶ふへし

### ○看守の俸給額を增すの一方策

（改善の實行には反省を要す）

看守の俸給額を巡查と同一にせんとせは先つ監獄の品位を高めさるへからす監獄の品位を高めんとせは先つ押丁を全廢するに如くものなし押丁の爲すを要するか如き二三の賤務は看守の指揮の下に使丁若くは行狀と罪質と良き囚人に委して可なり斯かる二三の賤務の爲めに特に押丁なる一の職員の監獄に在る有り是れ豈に監獄の品位に關係なしと云ふを得んや押丁の全廢は獄事改善上必要の擧なるのみならす又看守の俸給額を巡查と同一ならしめんとする希望を達する爲めの一良策と云ふへきなり

### ○看守二人と押丁三人

（頭數と効用とは必すしも一致せす）

看守二人の効用は以て押丁三人に當りて餘りあり押丁三人の費用は看守二人の費を支ふるに餘りあり

### ○在監人に直接する吏員の段階多きに過くるなき乎

（何そ其一を廢するに懇々たる）

典獄……看守長……看守部長……看守……押丁……授業手……在監人

嗚呼夫れ此の數段階中一の押丁を廢するに苦む其何の故たる遂に解すへからす

### ○典獄は獄務に從事したる者より撰任するを要す

（今日仍は此言を要す嘆すへき哉）

曩には甲斐君永く三池集治監に看守長たりし身を以て栃木に典獄となり增村君東京集治監より出て秋田に典獄となり今は小川君神奈川縣に神谷君高知縣に共に内務省監獄課より出て其典獄となる既往に類ひ稀なる典獄撰任の好例と云ふへし爾後亦此好例に背かす典獄は支署長

其他獄務に從事したる者の中より出でんことを斯道の爲め切望に堪へざるなり

## ○典獄の特赦上申權は利用せさるへからす

（特赦上申權を與へられたる所以一考を煩はす）

罪質に依りては條件附宣告の利あるは今更喋々を要せす而して此制度行はれさる間は宜しく典獄に於て其の與へられある特赦上申權を利用し徒らに監獄に拘禁するを要せさる罪質の者又は悛改顯著なるも成規上假出獄を許されさる者若くは其期限に至らさる者等の持赦を上請するを要す是又罪惡傳染を制限し改悛を奬勵するの一助にして兼ねて監獄經濟を利するの道たるへし今日の實際は集治監を除くの外典獄の特赦上申權殆んと効用なきの感なきにあらす是れ玆に一言する所以なり

## ○病院の監獄醫

（監獄費を以て病院を肥すへからす）

今日監獄醫務の比較的に監獄改善の進歩に後るゝことは獄事家の認むる所なり聞く所に依れは堂々たる大監獄の監獄醫にして府縣立又は市立若くは私立の病院醫員より派出する所あり該醫員は名は監獄醫なるも本職は病院に盡すにあれば監獄醫療上監獄衛生上熱心を缺き隨て注意周到ならさるや果して然らは其監獄醫務の進まさる亦宜ならすや是亦今日監獄醫務の擧らさる一因たるなからんか監獄の醫務は宜しく獨立の監獄醫而かも監獄の醫療と衛生とを研究するの熱心ある者に擔任せしめさるへからす

## 改築監獄の紹介

（移轉改築の材料に供す）

本誌は改築監獄中既に東京集治監と巢鴨監獄とを讀者諸君に紹介したり今後は次を逐ふて全國各改築監獄の精圖と歷史とを續々諸君に紹介すへし玆に豫告す

## 飜譯

## ○ホワールド協會年報記事

松川散士譯

左に揭ぐるものは昨年（千八百九十二年）十月發兌のホワールド協會年報を拔出したるものにして該年報中、事直接の監獄事業に關せざるものは凡て之を抄略せり、されば此の一小斷片以て現今英國の監獄問題如何を觀るに足るべきものあらじ（譯者識す）

### 初犯囚の試驗期（條件附宣告）

昨年の間にホワールド協會員の意向を指示したるものゝ中最も司法官に向て十分廣濶なる觀察を得られんことを企てたる問題は初犯囚の試驗期條例なるべし會員は明かに其進歩發達を計らひ爲めに活潑なる運動を爲したり條例其物に於て既に疑問の意を含むにも拘はらず或地方に於ては順次之を試み又多くの他の地方に在ては毫も之を試みたることなきが如きは會員等の等しく痛嘆して措かさる所なり故に會員は此の重要なる事實に對して公衆の注意を惹起せしめん爲め力を盡したり

書記は其初に當て新聞紙上に於て此の條例の適用は公然たる統計に依て之を見るも概して英蘭及ひ威爾斯に於て初犯囚の半以上は明かに良好なる性質のものと認められ且つ又其後之よりも大なる比例を以て罪惡者增加したるまとなき旨を指示したり尙一層適切に之を云へば此の條例は現今一般に異論ある且つ又屢々慘虐なる刑罰として宣告せらるゝ幼年囚の入監を減少するまとに於て格段に有效なるものなりと謂はざる可らず

會員は又廣く議員、官吏及び書記に對して簡單に此の意見を發表したり

三月會員は議員サミュエル、スミッス君の助力を得たり氏は長く幼年囚罪惡の減少及び敎育の普及に向て盡力したる知名の士にして會員は全氏に向ひ下院書記官よりして全國の裁判所長、裁判官及地方裁判所長に對し此の條例に向て一層の注意を與へられんことの旨を發表するの希望を通したり氏は熱心に斯の事業の爲めに盡力せられ遂に會員の希望を充たし下院書記官マッシュウス氏は左の如き文信を英蘭及び威爾斯に於ける裁判所長に向て發送したり

初犯囚の件

千八百七十九年發布に係る裁判所搆成法第十六編第四十九章中第四十二條及び第四十三條

千八百八十七年初犯囚の試驗期條例第二十五章中第五十條及び第五十一條

予は國務大臣書記官の命に依り以上列擧したる法律は今尙は十分に微罪を犯したるもの若くは明かに證明する能はさる犯罪者の場合に向て適用せられさる事を通知するの運命に至れり

千八百九十一年三月議會は此の條例を適用したるの結果を報告したり即ち警視廳及び五大地方に於て千八百八十八年乃至九十年の三年間に於て此條例の下に論せらるべき總人員二千五百三十人の中唯百六十九人即ち百人に付六人六分の割合は他の新しき罪科を犯したるものとして警吏に知られ再び宣告を受くべく召喚せらるゝも然れとも該條例は今尙は疑問の間に彷徨するものなれば尙多くの地方に在ては特に長官の手に依て適用せらるゝならひ、故に國務大臣書記官は罪質幼年者若くは其の他の事情あるものに對し正當に裁判を爲さんが爲め控訴院に向て此議定したる法律を一般に用ひ尙地方裁判所に於ては初犯囚の試驗期條例を適用せられん事を望む

千八百九十二年五月二十九日

內閣白亞館

ゴッドフレー、ルッシングトン

協會員は實に此條例を善良のものと信ずるなり然れとも該條例中特に罪囚をして良好なる行爲の間自由ならしめ召喚の際は必ず裁判を受けん爲め出頭せしむるの權を裁

判所長に與ふるが如きは極めて必要なりと雖も既に一旦此の有罪と記せられたる點に於て却て又直に條例を適用せらるゝの運命に至るを恐れずんばある可らず何となれば初度に於て徹罪を犯したる者の多くは誠とに有罪と記せらるゝさへ避けんことを望めばなり此の故に裁判所長は本條例の精神を得ひが爲め多くの場合に於て單に說諭に止め愈々其の有罪と記することの必要なる場合に際し初めて本條例を適用せり然れども此の事たるや又必ずしも有罪を記することを要せずとの單簡なる改正に留むれば可なりとす

監獄吏員　戒護官吏

過去數年の間協會員は熱心に下院に於ける朋友の力並ふ同樣なる私力を以て戒護官吏の希望する俸給の增加及び執務時間の減少を政府に向て主張し遂に內閣をして改良を企てしむるの好結果を得たり特に地方監獄に於ては近時大に執務の間隙を得而して又他の一方に於て俸給をも增加せらる毎年の休暇時日も增加し之と全時に隔日曜日に於て全く休暇を得尙隔土曜日に於て半日の休暇を得るおとゝなりたり以上は凡て戒護官吏の位置に屬する物質上の改正に留まるものなれども又重罪監に於ても或る特許を與へられたり凡て是等准許は戒護官吏に對して非常なる滿足を與へたるものとす然れども若し夫れ職務外一週間に一日若くは二日監獄內に睡眠するの規定を廢するあらん乎尙一層の滿足を得べきは必然なり此規定に對して

い顧る是非の議論ありと雖も或は特別なる夜勤の補助の方法に依て之を廢せらるゝことあるへし

茲に又地方監獄に於て右き戒護官吏か或者に對して不快の念を起す所のものあり即ち千八百七十七年の監獄條例は規定して曰く此條例を施行するに際し現に監獄に從事する所の吏員は凡て施行前と全しく同一の期限及び地位を失はさるへし然れども事の實際に於て此場合は多く適用せられざるなり故に千八百七十七年以前に奉職する所の戒護吏は却て其後從事したる所の若輩より不幸なる地位に在るおとなきに非ず

同時に此の主意を以て會員は戒護吏採用の撰擇及び試驗に關して非常なる注意を加ふると要用なる所以を政府の有力者に向て主張するなり尙む戒護吏は屢々一面敎監たるか職務を以て委任せらるゝものなれば此事たるや極めて必要の事項とす近時國會に於て顯はれたるものを見るに英蘭及び威爾斯の地方監に於て敎監として採用せられたる戒護吏四十五人愛爾蘭監獄（重罪監及び地方監獄）に於て一面授業師の職務を帶びたる戒護吏四十二人なりとす

敎誨師

監獄吏員中恐らくは敎誨師よりも一層重大なる責任を負ふものあらさるへし蓋し多くの監獄に於て此重任の實際に承認せらるゝに至ることあらは最も多幸なる事實とす然るに之に反して又全時に敎誨師の職務として等閑に付せらるゝことあらん乎其害惡は獨り囚人に及ぼすのみな



らす官吏に迄波及するあるは多くの例證に於て吾人に示す所のものなり豈恐れて恐れざる可けんや此の故に敎誨師たるものは須らく信實に其職務を盡すに當ては如何に有効なるか若し之に反して不信實なるときは如何に格段なる惡結果を及ぼすべきやを考量せざる可らず

典獄

吾人は今尙は前年の如く不列顚及び愛爾蘭監獄に於ける典獄の極めて適當なる有爲の士彬々たるを知るおとに於て先づ大に滿足せざる可らず是等典獄の中或は以前警察に從事したる所のものあるべく或は又陸海軍に從事したるもののあらむ然れども採用の區域をして主として前者より選拔するとは極めて必要のことゝす何となれば警察事務は囚人に於ける智識及び遇囚法の注意に於て他の事務よりも便利を得ること多ければなり或る官職を奉する知名の士（前記したる官職に無關係なる）は近時書を協會に送て曰く多くの場合に於て二三十年間兵役に從事したるものは毫も監獄事業の趣味を知らざるなり往々遇囚の要義をして兵役の要旨として期する者あり彼等は眞に自由を以て囚人を待つおとの至困なる事業を以て成功せんと企つるに非さるなきを得んや此目的に向て吾人は行政の地位にある所のものを以て赤たされんおとを希望す云々此言を爲したる紳士は實に之に關しては格段なる十分の觀察を施したる結果なりと云ふ故に從て監獄吏員を採用せむと欲するものゝ爲めに大なる注意を與ふるものたるは



疑を容れず

（未完）

## 統計

### 廿五年中假出獄認可不認可及停止人員表

| 類別／所轄 | 認可 | 不認可 | 計 | 停止 | 廿五年々末囚員 | 囚人百人ニ對スル假出獄者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 警視 | 九 | 一 | 一〇 | 一 | 三、六〇六 | 人 〇、二七七強 |
| 京都 | 八 | 一 | 九 | 一 | 二、〇九八 | 〇、四二九弱 |
| 大坂 | 五九 | 一 | 五九 | 三 | 三、四三五 | 一、七一八弱 |
| 神奈川 | 八 | 一 | 八 | 一 | 一、三七四 | 〇、五八二弱 |
| 兵庫 | 一一 | 一 | 一一 | 一 | 二、三一九 | 〇、四七四強 |
| 長崎 | 九 | 一 | 九 | 一 | 九四八 | 〇、九四九強 |
| 新潟 | 一八 | 一 | 一八 | 一 | 一、二五〇 | 一、四四〇 |
| 埼玉 | 一五 | 一 | 一五 | 一 | 一、二一〇 | 一、二三九強 |
| 群馬 | 一六 | 一 | 一七 | 一 | 九三一 | 一、八二五強 |
| 千葉 | 三 | 一 | 三 | 二 | 九七〇 | 〇、三〇九強 |
| 茨城 | 五 | 一 | 五 | 一 | 一、二一三 | 〇、四一二強 |
| 栃木 | 一五 | 一 | 一五 | 一 | 八二八 | 一、八一二弱 |
| 奈良 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五一七 | 〇、一九三強 |
| 三重 | 一〇 | 一 | 一〇 | 一 | 一、三一二 | 〇、七六二強 |
| 愛知 | 四 | 一 | 四 | 一 | 一、八五五 | 〇、二一六弱 |
| 靜岡 | 四 | 一 | 四 | 一 | 一、〇八六 | 〇、三六八強 |
| 山梨 | 一 | 一 | 一 | 一 | 三九九 | 〇、二五一弱 |

| 府縣 / 類別 | 認可 | 不認可 | 計 | 停止 | 廿五年々末囚員 | 四人百人ニ對スル假出獄者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀 | 八 | 一 | 八 | 一 | 一、一八六 | 人 〇、六七九強 |
| 岐阜 | 二三 | 一 | 二三 | 一 | 二、〇一一 | 〇、五五三弱 |
| 長野 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、二七五 | 〇、〇七九弱 |
| 宮城 | 四 | 一 | 四 | 一 | 一、一一八 | 〇、四八七強 |
| 福島 | 一六 | 一 | 一六 | 一 | 一、一八二 | 〇、三四四弱 |
| 岩手 | 七 | 一 | 七 | 一 | 一、一八四 | 〇、一四八弱 |
| 青森 | 四 | 一 | 四 | 一 | 一、一三六 | 〇、一三六強 |
| 山形 | 一 | 一 | 一 | 一 | 六四二 | 一 |
| 秋田 | 五 | 一 | 五 | 一 | 一、一八二 | 〇、〇六五六弱 |
| 福井 | 五 | 一 | 五 | 一 | 一、一〇七八 | 〇、一四八弱 |
| 石川 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一、一三五 | 〇、四〇〇四弱 |
| 富山 | 六 | 一 | 七 | 一 | 一、四一四 | 〇、四〇〇四弱 |
| 鳥取 | 七 | 一 | 七 | 一 | 一、九二四 | 〇、九二四弱 |
| 島根 | 六 | 一 | 六 | 一 | 一、〇七八 | 〇、〇六二九強 |
| 岡山 | 三 | 一 | 三 | 一 | 一、一六七九 | 〇、一六七弱 |
| 廣島 | 二五 | 二 | 二七 | 一 | 一、六六三 | 一、六二四弱 |
| 山口 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一、〇四五 | 一 |
| 和歌山 | 七 | 一 | 七 | 一 | 一、〇四二 | 〇、六七二弱 |
| 德島 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一、五八八 | 〇、一二六弱 |
| 香川 | 三 | 一 | 三 | 一 | 一、五〇七 | 〇、一九九強 |
| 愛媛 | 二 | 一 | 二 | 一 | 一、二七七 | 〇、一六六強 |
| 高知 | 一五 | 一 | 一六 | 一 | 一、三二三 | 〇、二二一弱 |

## 廿五年有賞表者處罰者比較表

本表假出獄者ノ百分比例ハ參考ノ爲メ試ニ廿五年々末囚員ニ對比セシナリ

| 類別 | 認可 | 不認可 | 計 | 停止 | 廿五年々末囚員 | 四人百人ニ對スル假出獄者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 福岡 | 二一 | 一 | 二一 | 一 | 一、五六六 | 人 一、三四一弱 |
| 大分 | 七 | 一 | 七 | 一 | 一、〇三〇 | 〇、六八〇弱 |
| 佐賀 | 一二 | 一 | 一二 | 一 | 五九四 | 二、〇二〇強 |
| 熊本 | 六 | 一 | 六 | 一 | 八五五 | 〇、七〇二弱 |
| 宮崎 | 二 | 一 | 二 | 一 | 四六九 | 〇、四二六強 |
| 鹿兒嶋 | 三 | 一 | 三 | 一 | 五〇五 | 〇、五九四強 |
| 沖縄 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一六八 | 〇、五九五強 |
| 北海道廳 | 三 | 一 | 三 | 一 | 六九七 | 〇、四三〇強 |

| 府縣 / 類別 | 有賞表者 | 現在四員 | 百分比例 | 處罰人員 | 在監四員 | 百分比例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 警視 | 四〇二 | 三、四六一 | 人 一一、六 | 五、一八八 | 四六、七 | 人 |
| 京都 | 二四二 | 二、〇六九 | 一二、五 | 六、四三八 | 八五、二 | |
| 大阪 | 七一五 | 三、一八六 | 三、五 | 二、〇九五 | 二〇、三 | |
| 神奈川 | 九三 | 一、二一六 | 七、七 | 一、三五五 | 一六、七 | |
| 兵庫 | 二三〇 | 二、三一八 | 九五 | 一、四二三 | 一三、二 | |
| 長崎 | 一四〇 | 九〇三 | 一五、五 | 一、三九二 | 一三、九 | |
| 新潟 | 二八九 | 二、三五二 | 一四、〇 | 一、一〇一 | 九、九 | |
| 埼玉 | 二一 | 一、二六二 | 九、九 | 一、一五二 | 一〇、九 | |
| 群馬 | 一八〇 | 九八〇 | 一八四 | 一、一八七 | 一二、一 | |

## 大日本監獄協會雜誌第六拾四號　（二五）

| 府縣 / 類別 | 有賞表者 | 現在四員 | 百分比例 | 處罰人員 | 在監四員 | 百分比例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉 | 一〇六 | 九七五 | 人 一〇、九 | 五九一 | 四、二五三 | 人 一三、九 |
| 茨城 | 一七八 | 一、一八九 | 一〇、〇 | 六〇九 | 四、一〇〇 | 一四、五 |
| 栃木 | 一五八 | 八六六 | 一九、七 | 三、六〇五 | 三、〇七〇 | 一〇、五 |
| 奈良 | 五九 | 四九五 | 一二、九 | 八一〇 | 二、一四五 | 五、九 |
| 三重 | 九四 | 一、三九一 | 六、八 | 九六九 | 二、六一五 | 五、六 |
| 岡山 | 一〇七 | 一、〇六四 | 一〇、〇 | 二、七〇〇 | 二、一九六 | 七、九 |
| 梨 | 四〇 | 四三〇 | 九、三 | 一、四三 | 二、一九六 | 七、九 |
| 長野 | 二六 | 一、二四四 | 一〇、一 | 四一一 | 三九七 | 一四、一 |
| 岐阜 | 八八 | 八三五 | 一〇、五 | 二、二七 | 一、〇八五 | 三、七 |
| 滋賀 | 八二 | 一、〇五五 | 七、〇 | 七二一 | 一、〇八六 | 四、〇九 |
| 宮城 | 七六 | 八五二 | 八、九 | 四一一 | 三九七 | 一四、一 |
| 福島 | 二六五 | 一、一三八 | 三、三 | 三四三 | 一、〇八五 | 三、九 |
| 廣島 | 二四 | 一、〇四 | 一、一 | 一三八 | 一、〇八五 | 三、九 |
| 山口 | 三五 | 一、〇四五 | 一、一 | 一三八 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 和歌山 | 一四一 | 一、〇四六 | 一三、五 | 一、〇九五 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 德島 | 一八一 | 一、六四三 | 一一、〇 | 一、〇五五 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 香川 | 八三 | 一、五〇五 | 五、八 | 一、〇六二 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 愛媛 | 三七 | 一、二五一 | 三、〇 | 三、二三 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 高知 | 一三三 | 一、三五一 | 九、八 | 三九六 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 福岡 | 一五七 | 一、六四四 | 九、五 | 一、〇八 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 大分 | 八五 | 一、〇三五 | 八、二 | 三九六 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 佐賀 | 七八 | 六〇四 | 二、九 | 二七三 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 熊本 | 一二五 | 九一四 | 一三、六 | 五六二 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 宮崎 | 九四 | 五八二 | 六、三 | 二四〇 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 鹿兒島 | 三九 | 五三五 | 七、三 | 二五〇 | 一、〇八六 | 三、九 |
| 冲縄 | 一四 | 一七〇 | 八、〇 | 一八三 | 三四七 | 一六、九 |
| 北海道 | 一〇七 | 七四八 | 一四、三 | 一六九 | 五、七九二 | 二七、五 |
| 東京集治監 | 五六四 | 一、二四一 | 一六、〇 | 六〇 | 一四四五 | 四、二 |
| 宮城集治監 | 三八〇 | 五六九 | 一六二 | 六六九 | 二四、二 | |
| 兵庫假留監 | 二六 | 三二一 | 三三 | 四九七 | 六、六 | |

**備考**

處罰人員及在監四員ハ廿五年一月ヨリ仝十一月迄ノ數有賞表者及現在四員ハ廿五年十一月末日ノ現在員ナリ愛知縣北海道集治監三池集治監ハ其數不明ニ付キ之ヲ書キ富山縣ハ在監四員不明ニ付百分比例ヲ書ク

# 明治二十六年二月末現在囚人罪質表

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 竊盜、持兇器竊盜、物盜未遂及屋外竊盜 | 二八、四六六 | 墮胎 | 六一 | 駐物故買、寄藏受寄牙保 | 一、五六四 | | |
| 詐欺取財、受寄財物 | 四、三六九 | 故殺謀殺及未遂 | 一、四七一 | 強姦及未遂 | 三三三 | | |
| 賭博 | 六、〇〇八 | 鐵道及通信妨害 | 二三 | 脅迫 | 二一 | | |
| 毆打創傷及致死 | 一、八九七 | 老幼病者遺棄 | 二一 | 公証僞造變造 | 二 | | |
| 放火及未遂、失火 | 一、〇五九 | 氏名身分詐稱 | 八 | 徵兵令違犯 | 一一二 | | |
| 證書僞造 | 二一 | 制縛監禁及致死 | 三〇 | 山林盜伐 | 一〇二 | | |
| 恐喝取財 | 八〇 | 免狀變換 | 八 | 官文証書毀棄 | 六 | | |
| 貨幣變造僞造行使 | 八五一 | 度量衡僞造 | 七 | 拐帶 | 四八 | | |
| 私書僞造變造私印盜用僞造 | 一、一六二 | 投票僞造 | 五 | 主刑罰金換刑 | 三七 | | |
| 委托物費消 | 一〇五 | 自殺 | 一二 | 附加罰金換刑 | 四九 | | |
| 監視違犯 | 六二三 | 婦女幼者誘拐 | 三五 | 器物建造物毀棄動植物ヲ害スル罪 | 四二 | | |
| 強盜、持兇器強盜、强盜未遂 | 三、七五三 | 死屍毀棄、墳墓發堀 | 一七 | 過失殺傷 | 一一 | | |
| 官文書僞造變造官印盜用僞造 | 九八四 | 不敬罪 | 六 | 誣告、誹譏 | 五九 | | |
| 有夫姦及重婚 | 一八八 | 家資分散 | 一二 | 囚徒逃走及藏匿 | 九五 | | |
| 官吏抗拒 | 二〇四 | 撰舉妨害 | 三 | 官吏侮辱 | 一八 | | |
| 冒認 | 九 | 兇徒聚集 | 三四 | 家宅侵入 | 一五〇 | | |
| 僞証 | 二一 | 官吏人民ニ對スル罪 | 一 | 封印破棄 | 一五 | | |
| 上官抗抵 | 五 | 手形僞造 | 四 | 軍人逃走 | 一六 | | |
| 諸罰則違反 | 二〇五 | 監守盜、官給品費消 | 二二四 | 祖父母父母ニ對スル罪 | 九 | | |
| 遺失物隱匿 | 五三 | 總計 | 五四、四八六 | | | | |

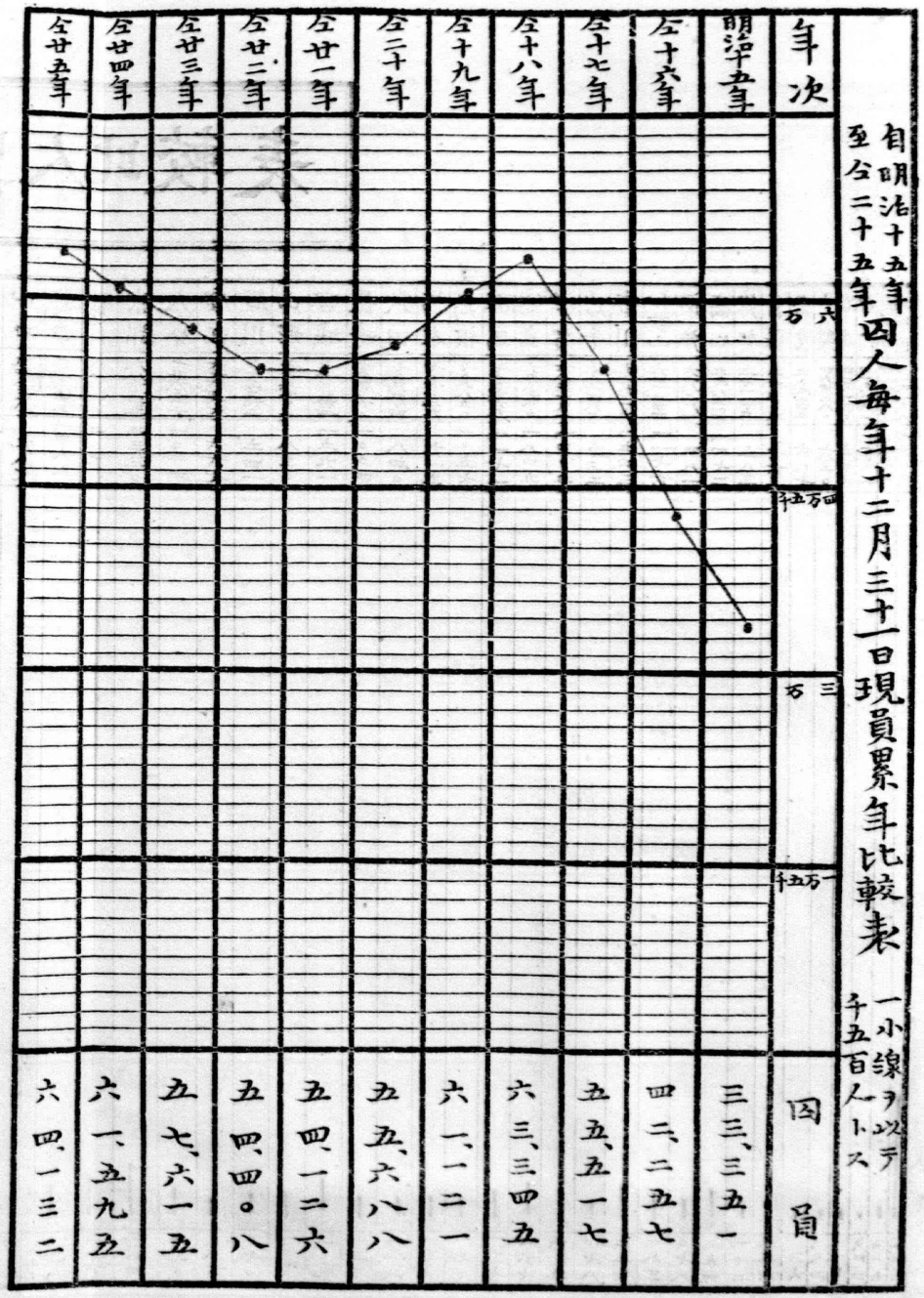
備考　集治監假留監拘禁囚及拘留ハ之ヲ省ク

自明治十五年至今二十五年四人毎年十二月三十一日現員累年比較表　一小線ヲ以テ千五百人ト ス

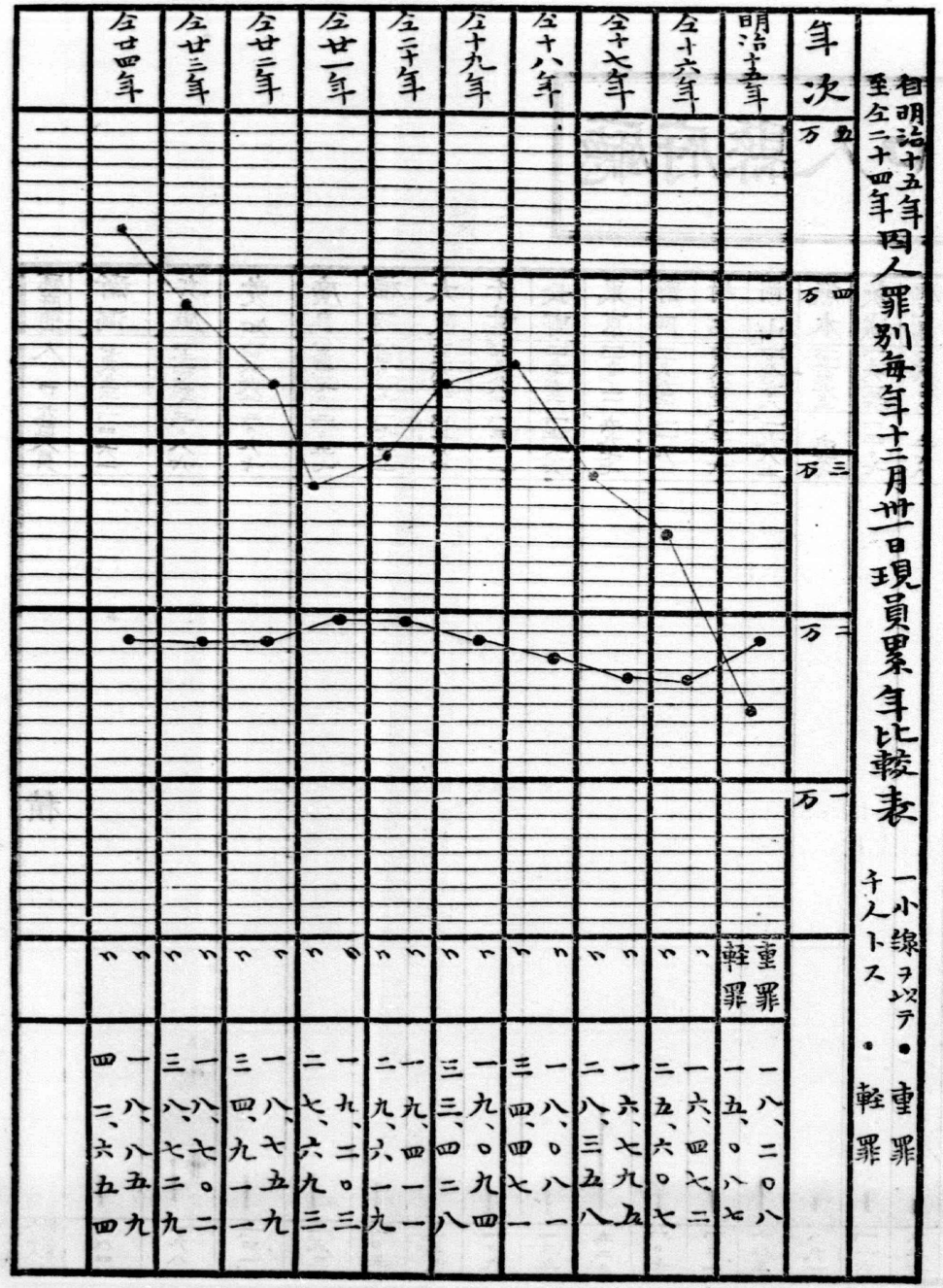
| 年次 | 囚員 | 一万五千 | 三万 | 四万五千 | 六万 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治十五年 | 三三、三五一 | | | | | |
| 今十六年 | 四二、二五七 | | | | | |
| 今十七年 | 五五、五一七 | | | | | |
| 今十八年 | 六三、三四五 | | | | | |
| 今十九年 | 六一、一二一 | | | | | |
| 今二十年 | 五五、六八八 | | | | | |
| 今廿一年 | 五四、一二六 | | | | | |
| 今廿二年 | 五四、四〇八 | | | | | |
| 今廿三年 | 五七、六一五 | | | | | |
| 今廿四年 | 六一、五九五 | | | | | |
| 今廿五年 | 六四、一三二 | | | | | |

備考　集治監假留監拘禁囚及拘留人之ヲ省ク

自明治十五年至廿五年囚人毎年十二月三十一日現員累年比較表　一小線ヲ以テ千五百人トス




自明治十五年至廿二十四年囚人罪別毎年十二月卅一日現員累年比較表　一小線ヲ以テ千人トス　重罪　軽罪



# 廳府縣人口在監人比較表

○人口　明治廿四年十二月三十一日現在

○在監人員　明治廿四年十二月三十一日現在
二分方積ヲ四万人トス

| 廳府縣名 | 人口在監人員 | 積 | 人口千人ニ對スル在監人員 |
|---|---|---|---|
| 新潟 | 一、四六一 | | 〇、八四 |
| 兵庫 | 一、五四五 | 三、〇、八六 | 一、九八 |
| 愛知 | 一、四八五 | 三、〇、九七 | 一、四一 |
| 廣島 | 一、三三七 | 二、〇、五七 | 一、五三 |
| 福岡 | 一、三四五 | 一、七九三 | 一、四九 |
| 大阪 | 一、三六五 | 四、三六四 | 三、五九 |
| 千葉 | 一、三五八 | 一、三、一 | 一、〇、九 |
| 長野 | 一、三七三 | 一、五六六 | 一、三五 |
| 東京 | 一、三五〇、二 | 五九七七 | 五二。 |
| 静岡 | 一、八九三 | 一、一九一 | 一、〇、七 |
| 埼玉 | 一、八三三 | 一、三一六 | 一、二一 |
| 岡山 | 一、八七〇、八 | 一、九八五 | 一、八三 |
| 熊本 | 一、六四九、三 | 九六七 | 〇、九一 |
| 茨城 | 一、三八、五六 | 一、三〇、七 | 一、二六 |
| 鹿児島 | 一、九〇〇 | 五七八 | 〇、五七 |
| 福島 | 九五四、七六 | 二、九六五 | 三一 |
| 岐阜 | 九九二、六七 | 一、〇、七九 | 一、一三 |
| 三重 | 九四、三六六 | 一、五九三 | 一、六九 |
| 山口 | 九四〇、三八 | 九八七 | 一、〇、五 |
| 愛媛 | 九二、九四三 | 一四八五 | 一、五八 |
| 神奈川 | 九二、六三 | 二、九一 | 二、二六 |
| 京都 | 八八、六五五 | 二三三。 | 二、六四 |
| 大分 | 七九六、三二 | 一、〇三四 | 一、三。 |
| 富山 | 七七六、五七 | 六六七 | 〇、八六 |
| 石川 | 七七三、五二 | 五四一 | 〇、七。 |
| 山形 | 七三五、三三 | 八三〇 | 一、〇、七 |
| 宮城 | 七五〇、三三 | 一、五九一 | 二、〇、九 |
| 長崎 | 七四〇、六九 | 一、〇、四 | 一、三三 |
| 秋田 | 七、九九四 | 八四。 | 一、一八 |
| 栃木 | 七、六二、六 | 九一五 | 一、三。 |
| 島根 | 七五、八五。 | 一、〇、五七 | 一、五。 |
| 群馬 | 七、六六、九 | 一、一七一 | 一、六七 |
| 徳島 | 六九、九五 | 一、八四五 | 二、六七 |
| 滋賀 | 六五、五八 | 一、四〇、五 | 二、〇、五 |
| 岩手 | 六八、四八三 | 五三二 | 〇、七八 |
| 香川 | 六七、六、九 | 一、五四三 | 二、二七 |
| 和歌山 | 六四、二四四 | 一、一七六 | 一、八三 |
| 福井 | 六、八二、八 | 四八一 | 〇、七八 |
| 高知 | 五七、八五四四 | 一、四七二 | 二、五四 |
| 佐賀 | 五七、二五 | 五八三 | 一、〇、二 |
| 青森 | 五六、三、八 | 七六三 | 一、三六 |
| 奈良 | 五五、三五 | 六八七 | 一、二六 |
| 山梨 | 四四、三八。 | 六二。 | 一、三六 |
| 宮崎 | 四三、九五七 | 五二六 | 一、三四 |
| 沖縄 | 四一、八八一 | 一七一 | 〇、四二 |
| 鳥取 | 四、六五三、三 | 八七四 | 一、九 |
| 北海道 | 三二、〇、八 | 六八八六 | 一、四七 |

## 明治廿六年二月末現在囚人刑名刑期表

| 刑名 | 刑期 | 人員 |
|---|---|---|
| 無期徒刑 | | 二、二七一 |
| 有期徒刑 | 十二年以上十五年以下 | 六、九八一 |
| 流刑 | | 一九 |
| 重懲役 | 九年以上十一年以下 | 四、六八一 |
| 軽懲役 | 六年以上八年以下 | 三、〇四二 |
| 重禁獄 | 九年以上十一年以下 | 四 |
| 軽禁獄 | 六年以上八年以下 | 四 |
| 重禁錮 | 十一日以上三月未満 | 一〇、二四七 |
| | 三月以上六月未満 | 六、五五六 |
| | 六月以上一年未満 | 八、〇七〇 |
| | 一年以上三年未満 | 一四、〇三四 |
| | 三年以上七年未満 | 六、三五五 |
| | 計 | 四五、一六二 |
| 軽禁錮 | 六月以上一年未満 | 二七 |
| | 一年以上三年未満 | 八 |
| | 三年以上七年未満 | 六 |
| | 計 | 九九四 |
| 賭博犯懲罰 | | 二六 |
| 舊刑 懲役 | | 二、三三八 |
| 舊刑 禁獄 | | 一 |
| 總計 | | 六五、六二三 |
| 備考 | 本表ニ於テ拘留囚及小笠原島拘禁囚ヲ省ケリ | |
| 十一日以上三月未満 | | 九一五 |
| 三月以上六月未満 | | 三八 |

## 通信

### ○舊任典獄へ銀盃を贈呈す

埼玉縣監獄署有志の看守押丁相謀て先般長崎縣へ轉任ありたる山室典獄へ銀盃一個を贈られたり盃は圓徑四寸にして中に島地默雷師の撰に係る銘あり徹山撰村大瀛氏篆字にて之を彫刻し頗る立派なるものなりと云ふ其銘は左の如し

治獄三年　改良有績
兼途遷榮　且喜且泣

滿觴之酒　　渾是淚滴
嘿雷老衲應囑作銘

## ○看守教習卒業

兵庫縣に於ては左の看守教習所授業生に去る九月十三日卒業證書を授與せらるる内、藤川實藏君には特に優等證を付與せられたり

藤川實藏君　河本岩吉君　鄉田儀十郎君
山崎淺次郎君　田中敬之君　小村忠郎君
奥村幸治君　手島鶴太郎君　船曳幸太郎君
小野清次郎君　安井清吉君　玉田熊吉君
成瀨兵太郎君　黒田利一君　勝山榮次郎君

廣嶋縣に於ては看守教習所授業生左の六氏へ去る八月三十一日卒業證書を授與せられたり

沖　義應君　石川　勇君　日由伊三郎君
城山貞人君　山本義亮君　小幡孫三郎君
佐賀縣に於ては看守教習所授業生左の二氏へ去る九月十一日卒業證書を授與せられたり

波多江千代藏君　井村元吏君

## ○東京感化院の新築

東京感化院はさきに帝室御料の地七千餘坪御貸付あり以來直に新築に着手の筈なりしか設計上の都合ありて今日まで延引せしに今回御料林の檜木材數千本特別にて御拂下相成る事になり且つ義捐金の申入高も已に三千圓近くなりしかは去る九月十三日より地盤の高低均しに着手し已に貳千坪ほど出來せり依て本年中には第一に家族室七十五坪此室數十室、見張所二ヶ所、家族長室一個だけ新築の上直に現在の家族を引移し次に學校、事務局、膳部、農業所、工業所等を新築し來春に至て役員宅三戸、講堂一棟新築の筈なりと云ふ、同院の講堂は一種の搆造法なり同院に取りては講堂は感化の主腦、修身教科の本所なれは最も鄭重の調査を要する由にて同院長は此程文部省に出て、舊幕時代各藩の學校講舍を取調へしに藤堂家の津の學校の中堂、會津の日新館、萩の明倫館、岡山の閑谷校なれ等は大に參考に供すへきものありし由なり右は已に圖面も出來上りたる趣なれは遂て本誌に掲載するあとある（し

## ○千葉感化院慈善會報告

本會は規則に基きて客年即ち明治廿五年中の諸般の事項を報告す其要領左の如し

### 第一　經費

本會經費の出納前期即第一期の報告に記載したる結末に引續て第二期即明治廿五年中の收支を決算すれは第一期報告決算中の金貳百七拾圓三池氏立替分は新勝寺より感化院へ補助に係る金員を以て皆濟（但新勝寺より建築費立替金壹千參百四拾五圓は別途とす）前期決算金七拾六圓九拾九錢七厘中より金六拾壹圓拾四錢の立替金を返濟し其剩餘金拾五圓八拾五錢七厘及廿五年中の納金八拾八圓拾七錢五厘更に會務施行費として三池氏より金七拾圓





借入れたる分共合計金百七拾四圓○參錢貳厘也而して第二期中の支出金は貳百貳拾九圓拾八錢六厘（金參拾五圓事務員手當、金拾七圓○參錢五厘往復郵稅及通運賃、金拾九圓九拾貳錢四厘囑托用紙類及版木代、金參拾五圓貳拾參錢八厘義捐張簿及規則書活版代共、金貳圓貳拾八錢會議費、金百拾九圓七拾錢九厘囑托書筆耕料派出旅費及講談會費用共）右差引金五拾五圓拾五錢四厘の不足とす本年は一層會務擴張の際なるを以て隨て該費用を要するに付往日の義捐豫約の未納分（凡そ貳千餘圓）を精々徵集するの計畫なりとす

### 第二　感化院の成績

本會か感化院の實効として記載すへきものは即ち拾七名の改良生を出したるもの是なり此改良生の中、往日に於ては陷義の企を以て痛く世人の騷擾を釀したる者、父兄の資産を殆と消耗したる者又は破廉耻の行爲を以て世の風紀を紊したる者等尠からさりしも一朝化して善良の人となりたるに至りては催り本人一己の幸福のみにあらす彼の父兄は更なり世間一般に其實益を享受せるを信す乃ち本會か之を欣て以て世に吹聽しつゝ廣く慈善有志の諸彦を勸誘して一層斯業の盛擧を企圖せる所なり

明治二十六年二月　　千葉感化院慈善會

會　長　藤島正健
會計監督　岩佐爲春　佐藤幸則
幹　事　白井知三郎　坪井善四郎

## 會務施行一班

本會は客年中會長其他の役員等協議の上施行細則を規定し其規定に依て市原夷隅長柄上埴生山邊武射匝瑳海上等の各郡町村へ出張し各町村内に幾名の地方幹事を撰定し或は感化講談會を開き又は地方の便宜を計り受持巡回員を委囑する等夫々會務擴張の端を開きたり今巡回員の姓名及受持箇所を列記すれは長柄上埴生山邊武射の四郡各町村巡回員は長柄郡關村田内義昭、匝瑳海上の二郡各町村巡回員は匝瑳郡須賀村清澤榮琳、仝郡福岡町角田賴惠、市原郡各町村巡回員は仝郡戸田村金子快寶の諸氏にして已に其受持の町村を巡回し各地の地方幹事と協議上慈善者勸誘方等適宜の法を設け是まて施行要領第四項に基きて概ね金百五拾圓以上の義捐豫約の箇所は十三箇町村ありし其義捐の勸誘法は各地方の便宜上或は向ふ三ヶ年を期したるものあり或は各方に勸誘するの計畫あり又は有力者より一時に義捐するの見込等あり其他種々の法方あるが中にも長柄郡關村の如きは該村の幹事諸君の協議上一種の別法を設けられたるものあり各地方の參考ともなるへきを信すれは左に其要旨を掲記す

一義捐金勸募に關する事　但金百五拾圓を期す
明治廿六年より向ふ三ヶ年に金百圓を村内一般貧富に應して義捐金を勸募し殘額金五拾圓を當村白子神社春秋二季祭典の際慈善演藝等の法方を以て醵金する事

二感化講談會を開く事
來る廿六年三四月頃慈善會の役員を招聘して開會するを要す　右の外二三の事項を議定し以上の規定中已に着手したるものありし由なり
又本會は客年中土方久元君西村茂樹君名村泰藏君石田英吉君等の閣下より御賛成を被りたり思ふに本會の擴張は殆んど九仞の山を作りたり會員諸君並に慈善有志の諸彦に對して今一簣の助力を仰くの精神なり

## 寄書

○幽閉を免せられたる流刑の囚人にして刑法附則第十四條に依り地を限り居住せしめたる者若し逃走したるときは刑法附則第十二條に依り論ずべきやに就て北海士に答ふ

大坂　草尾爲槌

本誌第六十二號に掲けられたる北海士の刑法附則第十四條を以て幽閉を免せられたる流刑の囚人にして逃走したる時は之か處分法は刑法第百四十二條に依り論すべきかの問題に就て爰に一言せんと欲す本件に甲乙の説あり甲は監獄則施行細則第二十五條に免幽閉中重罪輕罪を犯したるときは云々とあり輕罪の範圍には囚徒逃走も輕罪なりとして刑法附則第十四條に幽閉を免せられたるもの其地を限り云々とあるに拘泥して若し輿獄の許可を經ずして居住地外に出でたるを以て囚徒逃走の罪となし刑法第百四十二條を以て罰すべきものなりと云ひ乙は甲説を駁して曰く刑法附則第十四條に其地を限り云々とあるも其地に居住せず所在不分明なるも之を以て囚徒逃走の罪となし刑法第百四十二條を以て論ずべきものにあらず何となれば監獄則施行細則第二十四條の末段に許可を經れば云々とあり限外に出るあとを輿獄は許可するの明文あり然るを輿獄の許可を經すして限外に出でたりとて一々輕罪の罪となし囚徒逃走の罪として罰すべきものにあらす監獄則第四十九條の明文に曰く免幽閉を得たる流刑のもの監署の命令に違背したるときは七日以内之を拘置するあとを得と則ち此の明文に依りて之れか制裁を爲すの外他に刑法上の制裁に問ふへきものにあらざるあとは明文上よりするも將た常事犯と國事犯との區域上よりするも假出獄及ひ免幽閉の精神よりするも至當なりと余は則ち乙説を採る何となれば甲説は刑法第百四十二條に依ると云ふ乙は之れを攻撃して刑法の制裁を仰ぐものにあらず監獄則第四十九條に依ると云ふ余も亦之れを是なりと信それはなり以て北海士に答ふ士よ幸に駁撃の勞を吝ひ勿れ併て大方諸君の攻撃を望む

## 小説



## ○仲なほり　かめや主人

下（めでたし〳〵）　其一

れ富さん〳〵大變ぢや〳〵臥床の準備藥はよいかと呼ばはる寅吉の聲にハッと仰天走り出れは、母親うしろ抱にせられて蒼ざめたる面をたれ、弱りはてゝ力なきに是はどうした事と胸はドキ〳〵。物問へど答へなく布團の上に据ると共に、ウンとばかりに仰反たり。
道理や此四五日か程、氣の張りに病苦を押へ、己れ慾兵衛金打ちつけてこまさんず、深切なる寅さん、多分禮して悦ばさん、れ富にも結ひたげなる島田に結はし、嬉しがる其顔見たやと、樂みたるは賤の嘴、鯱鰐ひたる役人の挨拶、松藏の工錢三十圓は措いて一錢もない、無いものは交付されぬ、まだよい事もあるべければ、惡うは言はぬ温柔う歸れと、言葉をくねらしつゝ諭すか如く宥むるか如き、煮ゑ切らぬ口上に業を熱して、不埒なる悋なが少、ない物あると嘘いふて、ヨモ老人をば遊ぶまじ、左もあらばあれ貴官方にもお恨みあきにあらず、此言最初いふて下さらは、數々氣の毒なる思ひもすまじく、今の悔しさもなかるべし、彼が手紙のはしがきに、官の許可を受けてとあれば、前より御承知の事なるべきをと、目色を變へての談論も、長い物には巻かれて伸ひぬ、無念殘となりて此閥絶。
お富が哀れげに呼ふ聲、幽に聞ゆると覺えて目を開けは、勘六寅吉初めとして、人々枕邊につどひ、介抱如在内儀たちも事の由を大方推して、慰むる言の葉繁し。是には一層世間騒がせの面目なく、時移れは慾兵衛いとゞかさだかに責めこん事必定、其面今見るやうにて、三方四方是はどうせうと心の憂悶。
母樣左程に憂ひ給ひそ、御無理ながら勘六樣にお願ひ申し、妾は一時田舍の勤めを致しまする、其れ金にて兎もかうも、氣のすむやうにして下され、唯た氣懸りはお前の病身、お縋り申すは御近所の孰れも樣、賴りなき母子か上を、お世話なされて下さりませ。
かう事の極りし上は、一刻も早う其分に、先度の料理屋、馬喰町に居れかしと、勘六襟端折りて飛ひ出でしか、程なく還り、仕合せ〳〵咄しは首尾よう整ひたり、證文其儘殘れるさへ都合よし、印れしてお富殿彼處へゆかれなは、金は手に入る、別離はいつも愁かるに、思ひ切て今からゆかん、支度は入らぬ其まゝに、とてもゆかねばならぬもの、慾兵衛の來ぬ先に、用意すませて置くおそ

# 小說

よけれ、一夜のふれは一夜のかなしみ。

ほんに然うで御坐んすると、覺悟きめても右思左念、あとへ引かるゝうしろ髪、氣を勵まして暇乞、出てんとするを母親か、雲時と止めて娘か顏、チッと見入りて無言の涙。

都を距るあと嵐車ならは一時半、しかも風俗の異れること、浮れ男達の唄喚くとき、耳の端にて破鐘撞るゝ如く、地酒に燒酎割りたるを、息さへつかず、あてやる態、渴ける人の水飮むに似たり、戲れに握る指先の力、爭へぬ鍛拂攫み。

お富さん內儀さんの呼んでおやぞへ、早く〳〵とあるに小坐敷に至れは、改めて言はずもあれ、頃日第一の客人、彼の息子殿、其方に執心深く身儘にせんと耳よりの仰せ、勿論身の代は望みのまゝ、イヤサ望むまゝなる榮耀させんと、世に有難き禍の神、今宵か其前祝ひ、たんと悅ばせたがよいぞやと、身動きさせぬ鐵鈕締め、余の儀なりせは何なりと、仰せに悖り侍らぬぞ、此儀ばかりは聞かれぬ身の上、又さる約束にて參りしならずと、筋を語りて打詫れぞ、鼻にうけて合手にせず、結局は他の妓の見せしめと、荒繩にてひしと縛め、せぞの物置に押し籠めつゝ、日に三度夜に三度、嚇しつ驅しつせめさいなむ。

なかじとすれど悔しさに、アッとたつ音を咬みしひる、折しも表の戸をあけて、ズッと入りくる男あり、誰かと見れは寅吉なり、斯は什麼甚麼何として、問はんとすれは目突にて點つてゐよと教へ顏なり。

內儀は夫と見るよりも、是は御逗留のお客さん、仂なき擧動見られてはづかしや、イザわなたへと先に立つを取て引据ゑ、ヲイ內儀さん、己は松藏と云ふケチな盜人、其處にしばられてるなアお富と云ふ己の妻アだ、久しぶりで娑婆へ出たから、早く面ア見てやらうと、還つて開けば親の爲め、是非なく其身を賣つたとの事、己に似合はぬ堅藏だから、大方斯樣な事もあらうと、スグ其足で此地へ來て、都商人とふれこんで、居續けしたなア探訪の爲めさ、斯う譯か解つた上は、其女は渡して貰はう、若し得心かならねへなら、野暮なやうだか是非かへ、出る所へ出て貰はうと、有合ふ物に尻打掛け、金梃でも動かぬ面魂。

わるい蛇に見こまれた、まゝよ今年の厄落し、荒立てなばひつかしからんと、笑顏作りてコレは〳〵、深いれなづみとあるから、何の否やを申しませう、れつれなされて下さりませと、云ひつゝ縛の繩を解けは、ゝゝさう出なさやアなるめへス、お富支度かよくは出掛けようせ。

突然に寅吉の來りしさへいぶかしきに、自ら秘藏と名乘り此身を妻と呼ふまと愈々心得難く、引かるゝまゝにつきては出てしか夢路を辿る心地なり

# 獄事彙報

◎取消　本誌第六十三號獄事彙報欄內「看守の不德義」と題する藝備日々新聞を轉載したる事項は事實無根の趣に付其全文を取消す

◎訂正　本誌第六十三號獄事彙報欄內寡小言と題する紀伊毎日新聞を轉載せし事項に付和歌山縣監獄署より申越されし趣に依れば元來該寡尿は監獄署に於て競爭入札に付されたるものにて其運搬は落札人の責なれば監獄署に於ては固より關係なきことなりと云ふ

●各府縣典獄の更迭　昨日左の如き更迭ありたり

任京都府典獄（敍高等官八等）　福井縣典獄從七位　六角群雲
任福井縣典獄（敍高等官八等）　內務屬　小河滋二郎
任神奈川縣典獄（敍高等官七等）　裁判所書記　高木正謙
任德島縣典獄（敍高等官八等）新潟縣參事官正八位　白倉通倫
任高知縣典獄（敍高等官八等）　內務屬　神谷彦太郎

神奈川縣典獄　小泉保眞
京都府典獄　小野勝彬
德島縣典獄　國原元貴
高知縣典獄　永松鄕

## 非職を命ず

●監獄の電燈　京都監獄にては電燈點火の見込を以て電燈會社に點火費用の見積りを命じたるが同會社の見積りにては終夜點火として一千二百餘圓を要するとの事なりしも監獄の點燈費豫算は八百餘圓に過ぎざるを以て双方協議上電燈會社には八百圓にて點燈し得らるゝや否やに付爲に技手を派し再調査を爲したりと云ふ　（明治廿六年九月廿二日京都市日出新聞）

●監獄の豫算調査會　京都府監獄にては昨日來年度豫算調査會を開きしが囚徒の增加と物價の騰貴とは自然經費の增加を要するの止むを得ざるに至るならんとの見込なる由但し來る二十五日までには調査を遂げ府廳へ差出す答なりと　（明治廿六年九月廿二日日出新聞）

●差入辨當に付て　監獄署に於る刑事被告人への差入辨當は自今左之規定に依るべしと
（一）三食差入の分は豫め其日數を定め前日迄に申し出べし（二）朝は前日午後五時迄に申し出べし（三）晝飯は當日午前七時迄に申し出べし（四）夕飯は當日午後一時迄に申し出べし　（明治廿六年九月廿三日新潟新聞）

●政府提出案（第五議會）　政府が第五議會へ提出する筈もなる案は地價修正法を首め監獄費、北海道鐵道布設の件等なりといふ　（明治廿六年八月廿六日中央新聞）

●看守押丁の姿勢運動　德島監獄署にては四五日前より囚徒引込後一時間半を朝と看守押丁の姿勢運動を行ひ居れるよし尤も毎週火金の二囘日に限るとの事

●既決囚の正座沈默法　從來德島監獄署にては囚徒に對し一時間の正座沈默法を行ひ居たるが去る十七日より一時間を二時間とし大小便等の自由を許すこと十五分なりしを三十分に改め即ち毎日午前九時四十分後の十五分と十時四十分後の十五分とを以て自在法に充て居れるが此の正座沈默法は監房に在る時のみならず出役の時も同樣に行ひ若し違ふ者ある時は減食の罰を科し看守押丁の之が違反者を知らざる時は罰金を科せらるゝ顏ぶる嚴重の處分をなすよし尤も減食は重きは一週日輕きも五日にて目下其處分を受け居る囚徒六十名の多きに及び居れるやに聞く

●花莚と紙漉業　德島監獄にては囚徒の作業につき民業を奪ふ云々とて其の作業を非難する者あるからさるを以て可成德島の商工業者が從事し居らさるものを選定せんとて種々苦慮したる結果一昨年來花莚機業を始め又紙漉業手間賃受負を爲し居りし處何れも記せしが如く逐々其事業發逢し今や工場の拂下を告くるに至りしを以て從來の木挽小屋を同署の裏手へ移轉するに決し已に一昨日囚徒參事會の議決を經たりと云ふ

（以上二件明治廿六年九月廿日德島市德島新報）

●小栗師の教誨（囚徒の感涙）　新潟監獄にては一昨廿七日午後目下來港中なる小栗布岳師を聘し龍手田知事も臨場の上一般囚徒を集めて師の教誨を聽かしめたるが師は其說を惰み面して其人を憐れむの餘り或は叱咤し或は懇諭し最も熱心なる話調を以て一時間程教誨されしに曼迄二三十分間の教誨中に

或は族なくつし或は欠伸するとある囚徒等も當日は謹慎と熱心とを以て師が教誨を傾聽し皐ては孰れも感涙に咽びて退出せし程なりしとぞ

（明治廿六年八月廿九日新潟新聞）

●佐賀監獄署の囚徒逃ぐ　道路猥りに風説す一昨夜三時頃佐賀監獄署より三名の囚徒逃走し其内一名は高尾宿にて取押へられたるも他二名は遂に行衛知れず云々（但別項御廉飛込みの類竊とは別物なり、編者注せずに讀め）

（明治廿六年八月三十一日扶桑日報）

●被罪場の落成　當監獄署内の被罪場は大坂監獄署の被場に見習ひ過般來改造に着手し居たりしが此程漸く落成したる由今回改造の被場は地下凡八尺餘堀込み其上に二尺位高く積へたる處に罪人を座せしめ死刑執行の宣告と同時に之を地下に落下し絞殺する方法にして從來の器械とは違ひ頗る便利なる仕組なりと云ふ

（明治廿六年九月二日高知市高知日報）

●囚徒の逃走　一昨日の午後五時頃當監獄署の囚徒二名は看守の隙を窺ひ矢庭に逃走したりしも否や一名は捕へられしが今ま一名は踪跡知れず

（明治廿六年八月廿三日豊州新報）

●採炭囚徒貧下の事　北海道炭鑛鐵道會社は集治監の囚徒を借りて幌内夕張空知等の炭坑に使役し居れり然る處之が爲め同監にて監守方を嚴重にする等にて中々多額の經費を要す是迄よりも此事を停止せんとの説ありしが種々情實等のあるありて今日に及べり此度は遂に斷行せんとの噂ある由

（明治廿六年八月廿九日東京日々新聞）

●囚徒移轉の議に就て　現在北海道の各所に在る監獄囚徒を今少し僻遠の地に移しては如何との議其筋に在り井上伯は今度の巡遊を以て其邊の取調べを爲すよしなれば追て確とせしたる意見も定まるべけれど北海道は他の國々と異り極寒の地にて殊に僻遠の地方には往來交通の便乏しきゆゑ何かに就けて費用多く且に拓地殖民の目的若くは罪囚をして悔悟せしむるが爲には一廉の便利あらんかなれども其經費の點より論ずるときは容易に實行し難き事情ありと云ふ

（明治廿六年八月廿九日時事新報）

●監獄制度の發布に就て　聞く内務省に於て調査中なりし監獄制度改正案は既に脱稿し何時にても發布に差支なきも法律として發布するか將た勅令として發布するかに付き目下協議中なりと云ふ

（明治廿六年八月廿九日讀賣新聞）

●網走分監逃走囚餘聞　客月十四日網走分監の囚徒三名に重傷を負はせ遂に脱走せし顛末は過來の本紙上記載せしが今其續報に接したれば後内地より一名の囚徒をも送致せざる事と假定し現在の囚徒のみを以て客月十一年を經たる明治三十七年に至れば年々滿期と爲りて出監せる人員は積りて實に四千五百十三人の多きに及ぶべしと云ふ即ち本年より三十七年に至る十二年間の出監囚徒數を列記すれば左の如くなるよし

| | | |
|---|---|---|
| 二十六年 | 五人 | 六百九十六人 |
| 二十七年 | 百三十八人 | 三百五百六人 |
| 二十八年 | 二百七十四人 | 三百六十人 |
| 二十九年 | 四百三十七人 | 三百九十五人 |
| 三十年 | 四百六十七人 | 二百七十七人 |
| 三十一年 | 四百六十八人 | 三百六十四人 |
| 總計 | 四千五百十三人 | 三百四十人 |

（明治廿六年九月廿四日時事新報）

●出監人の處分に就て　北海道集治監現在囚徒の數は七千人なるが右は明治十五年刑法第十七條徒刑は無期有期を問はず鴎地に派遣し定役に服すとの明文に依り内地より移したるものにて明二十七年に有期徒刑十二年の出監期に相當し百三十名の出獄者ある筈に付き北海道の有志者は昨年來其處分方に付種々計畫する所ありしが結局出獄人は身に一金の貯へある事寒暑を凌ぐ衣服さへ有ざるものなるに一々之を其鄉里なる親戚の許まで送り歸さんには頗る莫大の經費を要し去れば之て之と其の成行に放鄉せんが到底生業勢の免れ難き所なり然るに幸ひ北海道は廣漠たる沃野も多ければ出獄人の爲めに一大農場を設け耕作に從事せしめ一方には出獄人に生業を授けて之を良民に導く同時に他方には又翻て北海道の拓殖を進捗するの妙策ならんとの事より出獄人保護會社の設立を企てしも遂に成就せず今は明年の出獄者に對する處分に關しては未だ何等の準備あらざるを以て北海道の有志者は勿論當局者に於ても目下其の處分方に就て種々考案中なりと云ふ

（明治廿六年九月廿四日時事新報）



官、辯護士、法律學者等より組織し全國を三四區に分ち毎年一二回同時に全國の監獄を巡廻し互に其結果を齎らして中央部に參集し會議を開き治獄上の得失を討議せば大に改良の實を擧ぐべきか又監獄の警戒に就ては歐洲諸國の制に倣ひ監獄の外部は其地駐在の衛軍兵又は警兵を以て守衛せしむる事とせば看守の定員凡そ半數を減じ得べく隨て監獄費の歳分を減少し警戒上及經濟上共に便宜を得るに一擧兩全の策なるべしと云へり

（明治廿六年九月廿六日時事新報）

●北海道囚徒の出監人員　北海道集治監に服役中なる重罪囚徒も最早今明年の交よりは滿期の爲めに次第に出監する者あるに就ては是等の處置に關して其筋にても隨分苦慮し居る由なるが今去る七月の調査に據れば今後内地より一年を經たる明治三十七年に至れば年々滿期と爲りて出監せる人員は積りて實に四千五百十三人の多きに及ぶべしと云ふ即ち本年より三十七年に至る十二年間の出監囚徒數を列記すれば左の如くなるよし

| | | |
|---|---|---|
| 二十六年 | 五人 | 六百九十六人 |
| 二十七年 | 百三十八人 | 三百五百六人 |
| 二十八年 | 二百七十四人 | 三百六十人 |
| 二十九年 | 四百三十七人 | 三百九十五人 |
| 三十年 | 四百六十七人 | 二百七十七人 |
| 三十一年 | 四百六十八人 | 三百六十四人 |
| 總計 | 四千五百十三人 | 三百四十人 |

（明治廿六年九月廿四日時事新報）

●網走分監逃走囚餘聞　客月十四日網走分監の囚徒三名に重傷を負はせ遂に脱走せし顛末は過來の本紙上記載せしが今其續報に接したれば其後の模様を記さんに越ねて十六日の眞實岡右逃走囚の一人か血刀を提げ札幌網走間中央道路の第三驛舍なる官原兵造方へ來り橫柄にも俺は網走分監の脱囚徒の一人だが追ッ付け此處へ五人の仲間が來るから先づ隣として先に來た

●長野監獄署の囚徒顔洗ひ儀　監獄署にては從來各監房内に小桶を置き以て囚徒が毎朝顔を洗ふの用に供したるが斯くては僅か3顔をぬぐすのみにて身体を拭ふことなどは出來ざれば衛生上宜しからずとの卓にて長野監獄署にては此度署内の六工場及未丁年者工場一個所に各長さ三間以上十四間以下の顔洗場を設くるみぎにし過日既に其工事に着手せるが其費額は三百五十二圓なるよし右は各府縣監獄に於ても未だ實行せざることなるが本縣に於ては先づ長野本署に行ひたると順次各支署に及ぼす都合なるよし

（明治廿六年九月廿一日信濃毎日新聞）

●使丁賃銀を送られんとす　當縣監獄署の使丁楠山榮助は監獄設置以來引續き使丁を勤め居たる者なるが今回辭表を出せしを以て同署にては其功勞に酬ゆる爲め銀盃一個を贈與せんと一決せしよし

（明治廿六年九月廿九日和歌山新報）

●監獄東四人の預金を取扱す　當監獄署に押丁を勤め居りし吉田政吉といふ者は奉職中或る四人の實印を僞造し預金五圓の取下願書を認め右實印を押捺し取下けの上渡金したる事實發覺し免職の上目下取調中なり

（明治廿六年九月廿九日平安新報）

●押丁の補缺　京都監獄署の押丁を勤めぬたる伊藤幾三、上田庄三の二名は免職後の開通會と稱へ高歩金を貰ひ同會の金二十餘圓を詐取したる件にて昨日拘引せられ取調べの末其まゝ拘留となりたり

（明治廿六年九月廿二日大坂毎日新聞）

●監獄署の書籍受附時間　片平丁監獄署に於て書類或は對談等の受附時間は午前八時より午后三時迄と改めたり（但し至急を要する件は此の限にあらず）

（明治廿六年九月廿九日東北新聞）

●監獄囚人の減少　目今本縣監獄本署に於ける囚人の增減を聞くに昨年の今日よりは三百餘名の減少なりさればこそ重罪囚に至りては增減なきは彼れは年期長きさや今度復舊工事に關係なきことによるものにて輕罪囚は復舊工事ありて錢を得る道あるを以て減少せしならん

（明治廿六年九月十六日岡山めさまし新聞）

●監獄署内の遺失金　昨朝愛知監獄署内に金十一圓遺失し在りたる由にて全署に拾ひ置きたれば心當りの者は全署へ申出べしとのこと

（明治廿六年九月十七日名古屋市新愛知）

●東京日々新聞の名論　日報子學に名論を吐く、昨は刺傷金處分を論じて曰く「銀價の下落は自然に直段の貴騰を減じ而して國民の多數も亦復た强て土地貴騰の減輕にのみ懸ゐせざるが如きの趨向を示さんとせり（中略）輸出稅全廢の如き先づ現時に於て第一の要件に置かざる可らざるが如し若し貿易財源の春するありとせば監獄費國庫支辨の如き休養効果の及ぶ所均一にして廣汎

なるに於て赤第二の要件たるを得ん地租地價其の他の問題を擇ぶが如きは決して國家の重きに任じ國民の衆きを利するに於て緩急を知るものといふを得ざる也」と

現内閣の所見亦果して斯の如き乎、吾輩之を疑ふなり。假令斯の如きも、現内閣は議會を憚らず。第一に輸出稅全廢と監獄費國庫支辨案とを斷行するの勇氣ありや否や。將た地價修正を行はざるの決心なりや否や、吾輩未だ之を信ずること能はざるなり

（明治廿六年九月廿日中央新聞）

●土田監獄支署惡々多忙　暑休前は至て閑散なりしが此頃に至り俄に在監人を加へ毎日平均五六人づゝの新入れあり一昨々日の處にて其現在三百十三人内刑事被告人男五十七人、女四人、四人男二百卅四人、女拾八人而して新入の被告は重に泥棒と博徒なるよし（明治廿六年九月十三日信濃毎日新聞）

●脫監未遂　一昨日午後七時頃當監獄在監人鈴木正太郎（二十一）と云ふは塀を乘越へ逃走せんとする所を直ちに取押へられたり

（明治廿六年九月十三日紀伊毎日新聞）

●五十嵐典獄巡廻の模樣　此程各監獄を巡廻したる模樣を聞くに頗る被害の視察にして各署に於ける百卅以上の帳簿を一々檢閲し工作上のみとなも仔細に取調べたり殊に看守押丁が夜分の巡廻立番等の實狀を觀察せんがため十二時若しくは三時など深更に及んで突然と臨檢したるみとも少なからず斯の如く綿密に巡視したるを以て日數も十八日程を要したりといふ

（明治廿六年九月十四日信濃毎日新聞）

●獄丁の獄入り　角日政太郎なる者は小島喜八郎と云へる風來者と共謀し新大工町旅人宿某方の止宿人竹本某の所持金四圓餘を窃取して監獄に入る政は曾て某縣の獄丁たり

●司獄官の追悼會　當市岡山監獄署及仝掬置監の各員は曩きに内務省監獄願聞さし雇人ありし癩逸人フヲン、セ、パッパ氏三年祭に相當するを以て來る十七日午後第一時頃より當市大字山科町本願寺に於て盛大なる追悼會を開く筈にて目下其準備中なり

（明治廿六年九月十四日岡山市中國民報）

●囚徒の外役　吾人は本道に集治監を置くの不可なるを主張し殊に囚徒を炭山に使役するの不可なるを唱道す然るに炭礦會社の爲めに謀るの輩は拓殖の妨害と治獄の弊害とを措き陰に陽に囚徒使役の便を唱へて止まず心あるもの之を見て慨するとゝ久し然るに今回幌内炭山の坑内に石室を設け賄賂を以て看守を誘ひ窃に飲食品を備へ遊具を置て以て囚徒を籠絡するの事實發見するに及び從會社の獄則を無にして私利を是謀るの不當なるを憤慨する者增加したり吾人は切望す本道有爲の士は此際更に大に團結一致して以て囚徒を炭山に使役するを廢止せしむるの運動に從事せんとを記憶せよ故監獄顧問セー、パッハ氏も亦最も炭山苦役の不當にして之を廢止すべきの說を主張したる一人なるを

●獄吏の職務研究會　當廣島監獄署に於ては自今每週月水兩曜日午后七時より職員相會して職務研究會を開く由就ては今水曜日には當地方裁判所判事の內より講師を招待して刑法の講義を囑託するといふ尙一昨（月曜日）夜は發會の當日なりしより若山典獄が監獄圍を講義したりと聞く

（明治廿六年九月二十日廣島市藝備日日新聞）

●監獄の供養　十七日正午より長崎監獄に於て明治十五年已來の死亡四三百餘名の爲め眞宗曾倡二十餘名を招じて追吊法會を執行せり大森本縣知事入佐警部長の臨場あり初に山室典獄本會を執行する旨を囚人に告示し次に僧侶讀經次に本署教誨師七里圓長氏追吊會の緣由を說き次に大村支署教誨師立花紹道氏の教誨次に當市西勝寺住職長井大宣氏の說教あり十餘名の奏樂もあり至て盛んなる供養なりければ囚人大に感喜せる模樣にて中には泣聞せるものありしと

（明治廿六年九月十九日長崎新報）

●囚徒の脫監　一昨廿一日午前四時頃なりし細雨霏々として止まず一天暗黑人來だ曙を破らざる折柄大勝にも破牢を企て終に神奈川縣監獄を脫走したるもの二名あり吉田某、千葉某の兩人にて吉田は重禁錮六年、千葉は三年五ケ月の刑を受け孰れも昨年頃入獄したるものなり兩人はいつしか心を合せ四寸角の牢柱を西洋釘と鑿とを以て切り倒し同監獄の高塀を乘り越へ脫走したる事後にて發覺し同署の騷ぎ一方ならず直に各警察署へも急報して之れが捕縛方を依頼したれば各警察署にては嚴重に搜査を遂げ居れど今に行衛判然せず聞く處に依れば兩人共大工職にて是迄東京橫濱に於て屢々賊を働き既に三四犯前科ものなりと云ふ又一昨廿一日午後の事なりし橫濱地方裁判所より神奈川縣監獄署へ囚徒二十餘名を護送中佐野某、酒井某の兩人は繩を切りて逃走したるよし

（明治廿六年九月廿三日每日新聞）

●新莟垂保輔　京橋區松屋町二丁目の煙草商桑原吉藏は性來橫笛を好み每夜店を閉ふと頻に吹すさみて樂しんで居たが一昨日の夜十一時頃他の雇人は寢かせてしまひ自身先に在りて笛を吹いて居ると裏の雨戶を打叩き明けろ〳〵と云ふゆゑ大方深更に笛を吹くので巡査が注意をする事ならんと早速戶を開き見ると巡査にあらで年齡二十四五の大男がズッと押入り突然仕込杖を抜き刃を突きつけ僕は今石川嶋監獄署を五人連れにて脫監した者だが四人は戶外に待つて居るからサア愚圖〳〵せず金を出せと脅し掛けたゆゑ主個は俄に保昌氣疑に何にも云はずキッと見据して笛にて刃をあしらひ來ると市原野の暗闇だが斯んな莟垂に目投されては堪らないと早速筆所へ驅け入り金盥を叩き立てたゆゑ保輔も驚き這々の体にて何所へか引込み桑原では財取られずの無事の幕

（明治廿六年九月七日改進新聞）

## 警察志叢第九號目次


●論說　貧困豫防策……法學士　井上辰九郎
法律道德ノ關係區別……東岳居士
●譯叢　ロンブロゾ氏罪人論……在法科大學　加藤幹雄譯
●法令辯疑
問題解答……本社評議會
●寄書　粗法生ノ狩獵規則保護禁令ハ第一條以外ノ方法ニ及ハサルトノ意見ヲ駁ス……和歌山縣　ヲ生
●雜錄　唖ノ鑑別法……奥州外ヶ濱　朴訥庵
震災賄賂事件の判決●軍人の所刑●星氏に關する申告及報告書●宮城浩藏氏を懷ふ
●問答　問題四件○答案六件
●筆戰場　問題答案二件●次號問題豫告
●講義　警察制度講義……法學士　織田萬
●彙報　新著批評●三ヶ年間の在監人員比較●別房留置と條件附裁判●華族相馬家に關する謀殺告發狀



○發兌　毎月二回十日廿五日を以て發行す
○定價　壹冊（三月分）郵稅共前金五錢五厘
（六冊（半年分））全　三十二錢
（十二冊（一年分））全　六十錢
（二十四冊（二年分））全　壹圓十錢
發行所　神田區裏神保町七番地　警察新報社


## ●教誨叢書●

毎月一回出版


第十九輯目錄　明治廿六年七月分
○教誨　囚人の獨想
吾曹は何故に快樂の心を有つこと能はさるや
○宗教　罪惡苦勞
○傳記　使徒約翰傳
本居宣長先生の小傳
○冬宵漫錄　薔薇
岡山孤兒院
○成功之秘訣　兩親及貧窮（續）
立身出世と堅固なる意志
○勸話　務めたる勇氣に非ざれば取るに足らず
徒費する勿れ第七ノ譬の解
○聯珠　いろは箴言
○作文　贈金着の否を問合　二例
○讀方　せる文
勸善問答

第二十輯目錄　明治廿六年八月分
○教誨　自由
孝
○宗教　安心立命　其一
三個の十字架
○傳記　楠正成公
○冬宵漫錄　望愛
○成功之秘訣　境遇及品格
○勸話　兄弟の爭論を悔悟したる話
跋者と惰漢（插画）
格言に就て
○讀方　自己の精神に對する務



北海道樺戸郡月形村本町通　同情會